

富士山の神事と芸能

堀内眞

The Shinto Rites and Performing Arts of Mt. Fuji
HORICHI Makoto

はじめに

- ①史料にみる富士山の神事芸能と湯立
- ②下宮の筒粥と流鏝馬の神事
- ③「勝山御神事」と鳴沢の御湯花
- ④太々神楽の受容
- ⑤「湯立神楽」の成立
まとめにかえて

【論文要旨】

富士山をめぐる地域の神事・芸能については、豊かな伝承を保持する地域でありながら、一般にはあまり知られてはおらず、十分に調査研究されているとは言いがたい。本稿では、この地の「御湯」に注目し、ここでの神事・芸能を体系的に整理することを試みたい。

「御湯」とは、湯立のことで、北麓地域では、この儀礼・呪法をオイバナ、オユバナ（御湯花）と称してきた。御湯花は、湯の沸騰時に上がる泡をさし、特に神社で神主や巫女が湯の泡を笹の葉につけて参詣者にかけて清めたり、託宣を仰いだりすること、この御湯花と結びついた芸能が残されている。三信遠地域の花祭や霜月神楽は、広く知られたものである。富士山周辺では、神事と一体となって、「御湯（花）神楽」ないしは「湯立神楽」（湯立獅子舞）として伝承してきた。

富士吉田市下吉田の中組（中央区、幸町）の道祖神の祭礼、山中湖村平野の天神社の御湯花祭、鳴沢村鳴沢のサイトウヤキ（道祖神の柴燈焼き）、に御湯を使う神事

があつて、平野の神事は「天岩戸神楽」と称する獅子神楽と結合している。富士山麓とは離れるが、大和（甲州市）の田野の十二神楽もこの系譜に属する湯立神楽の一つである。

御湯神楽は、古くは富士山内や山麓での筒粥や流鏝馬の神事と一体で行われてきた。史料による初見は、天文十七年（一五四八）の判物で、山内へ新神楽所を設置することを禁じ、特に信仰上の結界である驩ノ馬場より上で鳴物を鳴らしてはならない、とするものである。この神楽は、下吉田の下宮（小室浅間神社）の神領百姓が構成する芝座衆に継承されてきた。中組に居住する萱沼氏は、旧来の御湯神楽に伊勢の代神楽を結びつけ湯立神楽（湯立獅子舞）を生み出した。その契機となったのは、宝永山の大噴火であろう。これ以降、噴火によって疲弊した東麓へ湯立神楽を広げてゆくことになる。

はじめに

富士山北麓の地域には、大釜を使って御湯をあげる、あるいは御粥にして粥占をすることを含めて、御湯花（湯立）の神事や芸能が広く伝承されてきた。富士吉田市下吉田の中組（上仲、下仲）の道祖神のオイバナ（御湯花）、山中湖村平野の天神社の御湯花祭、鳴沢村鳴沢のサイトヤキ（道祖神の柴燈焼き）に御湯花を使う神事がある。平野の神事は「天岩戸神楽」と呼ばれる獅子神楽と結合している。富士山麓とは離れるが、山梨県指定文化財の大和（甲州市）田野の十二神楽もこの系譜に属する湯立を伴う神楽の一つである。

下吉田の上仲（幸町）では、第二次世界大戦後もしばらくは小正月に道祖神で御湯花をあげていた。大きな湯釜に湯を沸かしてホウエンさん（法印、上吉田中曾根の不動院）が道祖神への参詣者に振りかけ、厄祓

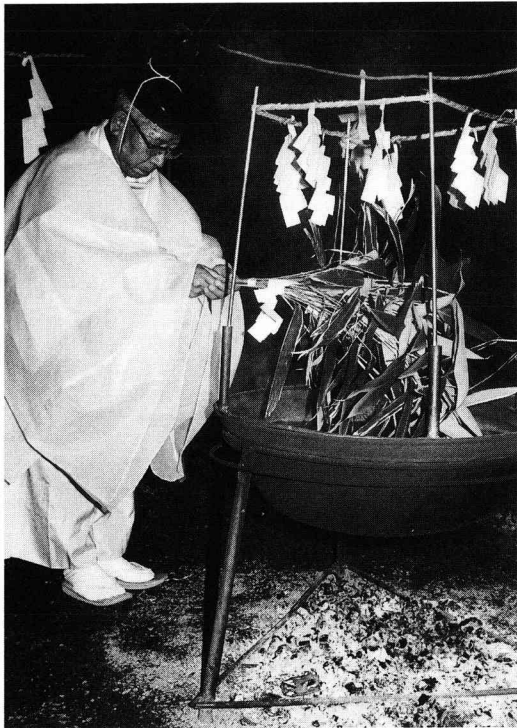


写真1 平野の御湯花祭の神事（『富士五湖風物誌』より）釜に湯篁を入れて御湯花をつける。

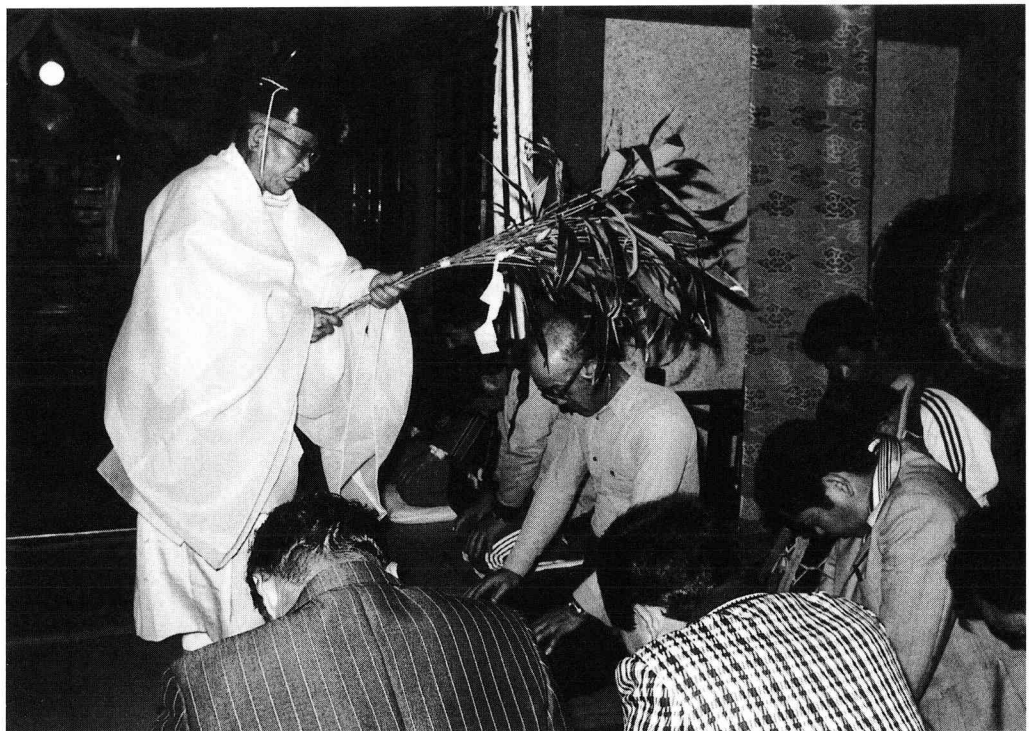


写真2 御湯花祭の祓い（『富士五湖風物誌』より）御湯花を振り掛けてお祓いをする。

いをした。現在では町内の会館にあった釜は行方不明になっている。下仲（中央区）の道祖神では、道祖神場の隣に住まいするシカンさん（祠官＝神主）が御湯花の祓いを同様に行った。このときに使用したとされ

る大きな羽釜が神主家の本家にあたるへだもん萱沼家に伝来する。平野の御湯花祭は、御湯をあげる神事（湯立）があつて、湯釜を三本足の五徳に据え、釜の中に四本の柱を立てて注連縄を廻し、神主が笹の葉を湯に浸して参詣者に振りかけ祓い清めるもので、残った湯をポリ容器に入れて持ち帰る人の姿も見られる。鳴沢の御湯花は、道祖神の祭礼を行う場所に湯釜を据えてホウエンさんが第二次大戦前ころまで湯立を行っていた。後述するように、御湯花用の大釜（山梨県指定文化財「鳴沢の湯立の釜」四口、写真20）が伝来し、現在は錆落としての保存処理を施したうえで村の総合センターで公開している。

御湯とは、湯立のことで、「御湯をあげる」といえば湯立を行うことをさす。北麓では、この儀礼・呪法をオイバナ、オユバナ（御湯花）と称してきた。下吉田中組の御湯花は、本来はブツ（仏）の形式で執行するものとの認識があり、火を点けて湯が沸き立つまで何もしないで、完全に沸騰したら湯笹を入れて、その湯で祓い清める方法をとっていた。御湯花の湯は熱くないという。一般に、御湯花は、湯の沸騰時に上がる泡をさし、特に神社で巫女や神主が湯の泡を笹の葉につけて参詣者にかけて清めたり、託宣を仰いだりすることで、御湯花と結びついた芸能が残されている。「御湯（花）神楽」と「湯立神楽」（湯立獅子舞）である。また、これらと関連して行われる流鏝馬の神事、ないしはその芸能として定着したものがある。下吉田の中組には、獅子神楽の獅子が御湯をあげる形態に発展し、東麓地域周辺に伝播していった湯立神楽が存在する。これらの湯立神楽のもとになった「中組神楽」は、現在は湯立を伴わない獅子神楽として伝承されている。

富士山をめぐる地域の神事やそれに伴う芸能は、その伝承が豊かな地域であるにもかかわらず、自治体の編纂になる市町村史誌類を除いて、調査報告や論考はきわめて少ない^①。ここでは、おもに富士山地域の神事芸能を取り上げ、これらの中で扱うことにする御湯神楽や湯立神楽がど

のように定着し伝承されてきたのか、特に祭祀組織に注目して、本地域に残されてきたこれらの神事芸能を時系列的に整理し検討してみたい。

①史料にみる富士山の神事芸能と湯立

『勝山記』は、今から約五百年前以降の室町・戦国時代、約百年間にわたり、小立（富士河口湖町）にある常在寺に係わる僧侶が、その年におきた出来事を代々書き記した年代記である。戦の様子や富士山北麓の気候、自然災害、生産の営み、富士山への信仰などが記されている『山梨県史』資料編6記録四、県資6四と略記、以下同じ。もともと書き手は、当時「大原」と呼ばれた河口湖南岸にいたが、しばらくして下吉田（富士吉田市）に移り住んだようである。後半部分には富士吉田地域の出来事が数多く記述されるようになる。『勝山記』は通称で、『常在寺衆年代記』とよぶのが正確であろう^②。ここでは、まずこの年代記に記載された記述をもとに、中世の郷や村の中の神事や祭礼の様子をみていくことにする。

北麓地域では、十五世紀頃から惣村が発達し（永正六年条、「吉田ノ要書記」の記述など）、十六世紀には衆としてのまとまりが認められ（享祿三年条）、「ヲトナ衆」（乙名衆、年老）の存在がうかがわれる（天文七年条）。吉田（上吉田）は、富士御師の集住する登拝拠点の一つで、衆による宿（村落）の自治的な運営が行われていたことがわかる（表1）。そして、同書の後半部には「下吉田方々」（衆）と「渡辺荘さ衛門殿」の争論、松山との争論などが具体的に記述されるようになる。サイカチ川（入山川）の上流の村落（新倉か）に住まいする渡辺荘左衛門と、その下流に居住する下吉田衆との間で、田用水をめぐる争いが繰り返された（天文二年条ほか）。この中で下吉田衆は、下宮（小室浅間神社）の座に結集し、若者は治安維持や他村との衝突の際の戦力となったこと

大永七年	富士山	大原	吉田
大永八年		大原へ久速ヨリ円乗坊ト申学頭ヲ日国上人ハクワンラク候て、(中略)御死去	
享禄元年		和泉殿ニ一夜入道殿ニ一夜大原ニテハ三升	米ハ二升五合新屋敷ノ薩摩殿打タルルナリ水上ノ長老シヲノ山へ御住候
享禄三年			吉田衆打死至候
享禄四年			
享禄五年			
天文二年		大原ノ海ヒル事無限	此方ニ不限天下皆ナ悉クテリ申候 某シ部屋ヲ建立致候 上吉田皆焼申候 常上寺ハノコリ申候 下吉田方々渡辺荘さ衛門殿ト
天文三年			下吉田勝子候
天文四年		常在寺焼申候 造立候て九年ナリテ焼候	モリノ三良さ衛門自火ニテ三人焼死候 小林道光御死去 従者周防殿 小林左京殿 上吉田焼申候 下吉田焼申候
天文五年			小林和泉殿御死去 小林形部三もん殿松原サキヲ屋敷ニ御立候
天文六年		常在寺御堂(中略)立申候	下吉田クネキヲ皆々御切り候

天文七年	富士山	大原	吉田
天文八年			
天文九年		大石ヨリ寺ヲ買候て	諏訪ノトリイヲモ吹キタラシ申候 諏訪ノ松ヲハ一万木計ト承候 小林宮内殿 此方ノヨリコ近時陣立シケク御座候て 当寺ヲ立テ申候
天文十三年			小林宮内助殿
天文十四年			吉田ヘラシシカケ 下吉田ノ冬水ノ麦ヲ諏訪ノ森ヲ全ニ御モチ候
天文十五年		大原ニテ越年	此近辺ノ山クツレ候て 田地作モウ悉クヲシナカシ申候 ヲタレノ田地悉クヲシナカシ申候
天文十六年			当寺ノハツキ致候
天文十七年		御富士へ参詣申候	
天文十八年			下浅間ハイテン造榮被成候 番匠アツカイヲハ、法里衆致候
天文十九年		覚輪坊常在寺御ウツリ候 クリ御造り候	此方ニ不限 上吉田へ夜懸ヲ被成候 新宿ヲ夜懸ケニ被至候 吉田宿中ノヲトナ衆ハ 下吉田河原ニ在所被成候 吉田へ御帰り候 道者ヲ下吉田ニテ御ツケ候
			此アタリテハ、コサハ式部殿、 波辺雲州殿打死致候 下吉田ハカリニテ五十人計リ死ニ申候 小林宮内少輔殿河除普請に、 西新居左近地付近之林を キリ候てセキ候 下吉田百余人之所より質 物ヲ一兵衛殿取被申候

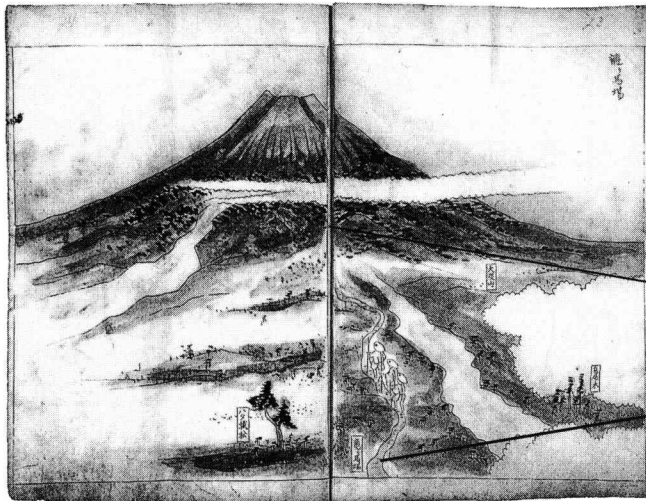
天文廿四年	富士山北室ノ行者堂立申候 コマ堂モウハフキ、 小林善三殿本願ニ テ被成候	河口善応寺へ御付候	王吉田西念寺へ御付キ候
天文廿三年	雪水富士山ヨリ出テ申候事、 六月ノ道者ハ無御座候	大原海ミ、タイカイヒ申候 大原ノ嶋ヘナカサレ給フ、 大原地下衆三人番ニ被成、 大原ノ嶋ニ御座候、	吉田ハ千間ノ在所ニ直クナル家一モ無御座候 大竹屋ノ内義ヲ打殺シ申候 下浅間ノトリイコロヒ申候 河尾リマルヒ取りアケ、 森ノ下ヘ水ヲナカシ申候 小林尾張守殿
天文廿二年	六月道者富士へ参詣申候事不及言説ニ		此方ノ冬水チカイ申候 去程大麦チカイ申候
天文廿一年			松山ノ宿焼ケ申候 刑部殿ノ家ハ焼不申候 御大事ヲ越御申候、 御本尊懸ケ御申候 悉クカヘヲ打ヤフリ申候 吉田ノトモヤニ、ツチツカノ宮内さへもん殿 屋形ノ御蔵ヲ被立候 当寺ノ御本尊ヲ此年ノ菊月八日造リ申候 本願ハ本行坊日祐取立テ申候 同ク鬼子母神ヲモ造リ申候 弥八方、トモヤニ家ヲ廿四ツホニ作り被申候

弘治三年			奉行皆々御上り候てカナタコナタヲ御覽し候、 小林一兵衛を二郎左衛門、同左近殿ワル口ヲ被申候、 下吉田之百余人之道理ニ御サハキ被成候而、 地下衆をヲ御帰し候、 セキトウクニ宮林之松ノ木ヲ切候へハ、 一兵衛殿被出候て、切物ヲ取、 人足ヲサンサンニタタカレ被申候間、 下吉田百余人衆松山ヘサシカケ、質物ヲ取返し被申候へハ、 松山ヨリ信濃陣マテ人ヲ御越、弥三郎殿へ披露被申候 下吉田へ奉行入ヲ御上セラレ、百余人ト松山トノ中ナラシ御座候、
天文廿五年			小林尾張守殿、サタチカイトヲ田ニ御ホリ候 尾州吉田衆エヒフンヲヲク候間、 甘人ヒキハカサリ、(中略)谷村ヘ下、 尾張被官ヲハ、ヤシキカラミ、ハラハレ申候 吉田ノ廿人ノ寄子モハナシ、弥三郎殿ノ馬マハリニ被成候、 於下吉田小林和泉殿ヨリ非分多ク候間、 小山田殿エ下リ被申 サカイノ彈正殿ヲ頼御申、 文三殿ヲモ郡内エ御帰候 小林和泉守殿出合不申、

永祿二年	富士山	大原	吉田
	雪水出候て、悉ク田地、家、村を流シ候、雪代江水出候て、		
永祿六年		大原ノ事ハ大舟津の道下ノクホマテ海ニ成リ申候、大小館・小々館悉ク海ニ成リ申候得共、常在寺計何方へも不能出候、小舟津円通寺残り申候、其上小林尾張守殿計り海ニ成り不申候、大小館ハ塚ノ上ノ屋敷計居残申候、	
永祿三年			又サイカチ公事ナトヲモ、法理衆不致ユルシ候て、宮之河ヨケラ被成、宮林之木を法理衆之ママニ被成、小林尾張殿奉行ニテ宮林ヲ切り、ワクヲタテヲサメラレ候、小林和泉殿宮林ヲキラセマシキヨシ、三度押被申候へ共、法理衆皆々モチイスシテ、用之程切り候て、宮之河よけ致申候、左近、同法林坊實物計不被返候間、打置申候、法花堂皆悉ク流レ申候、又在家の事ハ、中村マルク流シ候事無限、ツツカイニハ何も不入候得共、鹿島無残被取申事無限候、同道者の事ハ二月より七月迄參申候、荒蔵之山沢水出候て、昼夜廿日出候

が推測される。

享祿三年（一五三〇）の条には、「此年ノ三月立ノ馬場ノ大日堂炎上被レ食候、同ク大日焼ケメサレ候」とあって、騮ノ馬場の大日堂が尊像とともに焼失したことが知られる。それから一八年後の天文十七年には、「六月ノ道者八十年ノ内ハナク、御富士へ參詣申候」と記述される。六月開山期の登山道者は十年のうちでもっとも多く、御富士へ參詣したことがわかる。また、この年の開山直前の五月二十六日には、富士山神事について小山田信有が印付の文書（判物）を諏訪禰宜（北口本宮富士浅間神社撰社の諏訪神社禰宜）に差出している（県資4-1499）。その内容は、毎年の富士山「御神事」に「吉田諏訪」（諏訪森）より上の富士山内に「新神楽所」を仕立ててはならない。もし新しい神楽所ができたならば、その方（諏訪禰宜）の手抜きとする。特に騮ノ馬場（の大日堂）より上の山内で鳴物（音曲）を鳴らしてはならないとするのは古くからの法度なので、これからも心得ておくようにせよ、というものである。これからすると、騮ノ馬場には既存の神楽所があつて、神楽を伴う神事が行われていたことが理解される。「新神楽所」とは、より上位の小室（御室、二合目）を意識してのことなのか。新たな神楽所を設置しようとする動きがあつたことになる。この神楽の形態を知ることができ資料が、それから四四年後の天正二十年（一五九二）に甲斐国を領した加藤道泰家臣の西田一相によって「浅間大菩薩」に掲げられている（県資8-140）。「敬白立願状之事」と題された願文で、「一神馬之事 一 大鳥居造営之事 御湯神楽之事」を誓約している。神馬を奉納すること、大鳥居を造り替えること、御湯神楽を奏上すること、を富士山の「浅間大菩薩」に誓っている。このことからして、この当時の神楽が御湯（花）神楽であつたことが明らかになる。なお、万延元年（一八六〇）の庚申御縁年の大祭にも御湯をあげていたことがわかる。「富士山北口大祭之図」には、神楽殿の西側に湯釜を据え、火焚きの二人の男を座らせて、



龍ヶ馬場〔富士山明細図〕所収

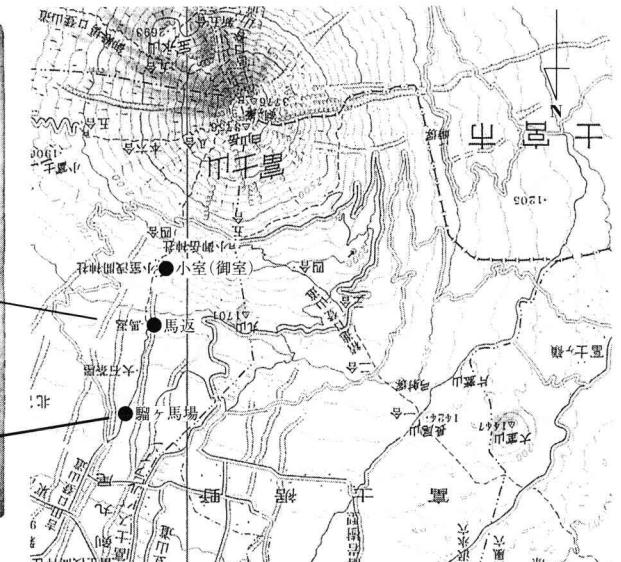


図1 富士山神事関連図

大祭執行の様子を描いている。富士山の神事に御湯は欠かせないものだったのである。

この御湯神楽に関連して、愛知・長野・静岡県が県境を接する山がちな地域である三信遠と呼ばれる地域の芸能の中には、「富士浅間の御湯」

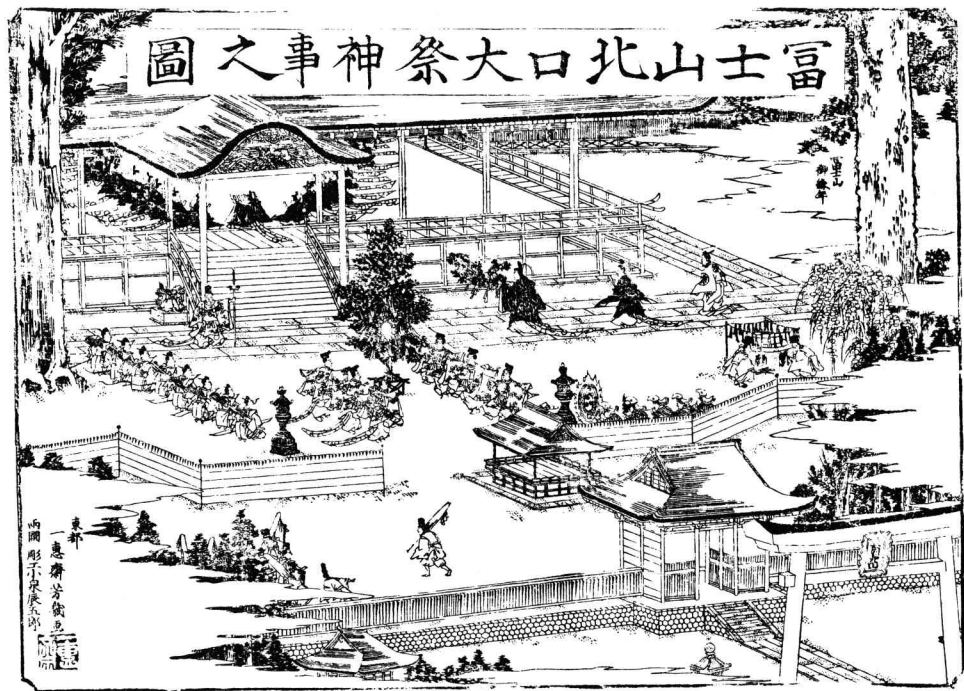


写真3 富士山北口大祭神事之図
富士山は、庚申年には大祭が執行された。万延元(1860)年の作製で、御縁年大祭の様子が詳しく描写される。

の演目をもつ神楽がある。長野県天龍村坂部・大河内・向方の霜月神楽(国指定文化財「天龍村の霜月神楽」)は、演目の中にも「富士浅間の御湯」を伝えている。『日本民俗芸能事典』によって、これらの演目を比較して掲げたものが表2である(大河内は現地の資料で補完した)。



写真4 富士山北口大祭神事之図(部分)
神楽殿の右手に四方竹を立て注連縄を張り、その中央の竈に羽釜が据えられる。傍らには湯を沸かす二人の奉仕者が描かれる。

表2 「富士浅間の御湯」演目一覧

坂部の冬祭り	お深め祭り(大河内)	お深め祭り(向方)
一、お練り 二、宿入り 三、祭典 四、釜洗い 注連引き 御供渡し 順の舞 天狗祭り 五、大庭酒 六、申し上げ 湯敷い 七、花の舞 八、大神宮の御湯 九、火の大神の御湯 一〇、神楽大神の御湯	一、お登り 二、拝殿にて祭式 三、宮敷いの儀 四、神下しの儀 五、順の舞 六、みるめ 七、お清めの行事 八、扇の三つ舞 九、おぶすなの湯立 十、生まれっ子 十一、剣の三つ舞 十二、天照皇大神の湯立 十三、みかぐらの御神酒 十四、扇の四つ舞 十五、願舞 十六、富士浅間の湯立 十七、一旗の湯 十八、剣の四つ舞 十九、諏訪明神の湯立	一、おはまおり 二、おはらい 三、上宮天狗祭り 四、かまどはらい 五、下宮天狗祭り 六、うちはやし 七、お神酒びらき 八、神正義 九、みやならい 一〇、順の舞 一一、花のようとのめ舞 一二、きよめの湯立て 一三、湯ばやし舞 一四、産土の湯立て 一五、湯ばやしの舞 一六、二の方諏訪大神の湯立て 一七、三つ舞 一八、三方大神の湯立て 一、浅間の湯立て
一四、諏訪神社の御湯 一五、面形の舞 たいきり面 獅子舞		

坂部の冬祭り	お深め祭り(大河内)	お深め祭り(向方)
鬼神面 天公鬼面 青公鬼面 水王様 火王様 翁面 日月面 海道下り 一六、八坂神社の御湯 一七、神妻神社の御湯 止湯 一八、鎮火祭・火防の舞	二〇、鎮の舞	一九、海道下り 二〇、関殿の湯立て 二一、古伝の舞 二二、おうろくの湯立て 二三、きりちがいの舞 二四、しめの御主の湯へ 上る湯立て 二五、よなふねこぎ 二六、下道ばらい 二七、火ぶせの舞

この中で各地の浅間神社やそのほかの神々の読み上げがなされている。大河内では、禰宜が神々の名称を記した扇を広げ、舞い手がそれを読み上げながら、神名ごとに一度ずつ幣串の根元を湯に浸す。例えば「富士浅間の湯う召せ」と唱えながら幣串の根元を湯の中に入れ、それを出しながら「富士浅間の精進ん」と続け、次に「村山浅間の湯う召せ、村山浅間の精進ん」(村山浅間神社、富士宮市)というように、吉田浅間(北口本宮富士浅間神社、富士吉田市)、河口浅間(河口浅間神社、富士河口湖町)を含めて各地の浅間神社や八大龍王、秋葉神社などの神々を順番に読み上げてゆく。⁽⁴⁾それが終わると、左手に湯笹を持ち、右手に鈴を持って舞を舞う。右手に座ったものがウタグラ(歌神楽)の歌いだしの音頭を取って、ほかのものが下の句に歌をつけて唱和する。この富士浅間の湯立は、オユダチ(御湯立)と歌神楽の舞からなっている。富士山

地域の修験や御師との交流を芸能として伝承している。
富士山をめぐる地域にはすでに伝承されていない御湯神楽が三信遠の
地域に残されてきており、このような形態をもつものであったことが理
解される。



写真5 富士浅間の湯立(長野県天龍村)
扇に記された神さん呼びながら幣串の根元を湯につけてオユダチをする。

② 下宮の筒粥と流鏝馬の神事

今まで紹介した御湯神楽に関連して、ここでは下吉田の氏神であり下
宮と呼称される小室浅間神社の神事である筒粥と流鏝馬を取り上げてみ



写真6 富士浅間の湯立の舞(長野県天龍村)
オユダチの終了後、ウタグラにあわせて舞を舞う。

たい。この神社は、古くは上・下吉田と松山(吉田郷)の産土神であった。筒粥と流鑄馬は一連の神事と認識され、筒粥の翌日に馬(流鑄馬の馬主)の籤引き、流鑄馬祭礼における座の記録と伝承、山宮神事と目される流鑄馬前日の天神社での山王祭など、神事の場所や祭祀組織のあり方が複雑な構成を示している。江戸時代の下吉田村は本村と新田に分かれ、本村には上組と森組の二つの村組があり、上組はさらに中組と新屋敷組に分かれていた。新田は上組新田と森組新田に分かれていた。村全体で祀る下宮と、中組が祀る天神社、森組の渡辺明神社が、現在も存在している。

下宮の小正月の神事にツツガイ(筒粥)があり、下吉田新田(富士見町)の葭池をオオヤ(本家)とする渡辺清左衛門家の親類衆がこの神事を執行している。ここではシシルイシ(親類衆)、オヤコシ(親子衆)などといい、直系の本分家の集団に、現在は姻族の家を含め、第一から第四までの古い分家を加えて構成する祭祀組織をもち、あえて「御祭」とはいわず、オカユ(御粥)、ツツガイ(筒粥)以外の呼び方のないこのような祭り行事も、ここでは祭祀組織の座の一つとして検討してゆくことにする。

『勝山記』永祿三庚申年の条には筒粥神事が記されている。「二月廿日ニ大雪フリ、ツツガイニハ何も不入候得共、鹿鳥無残被取申事無限候、同道者の事ハ二月より七月迄参申候」とあり、筒粥に何も入らなかつたが、鹿鳥(鳥か)を残さずに取り申されることが限りなく候(鹿鳥送りをしたこと)によってよい兆しとなり、庚申年のこの年には二月から道者がやってきたことがわかる。この神事は現在も下宮で行われている筒粥と目されるものであり、御粥を「あげて」(煮上げて)占う神事が、戦国時代から継続して行われてきたことがわかる。この筒粥は、天候や作物の豊凶を占うもので、正月十四日の晩から十五日の未明にかけて執行される。釜の側部に鑄出された鳥居の杵石の底まで水を張って、

ヒジロ(囲炉裏)に火を焚いて湯を沸かし、沸騰した湯の中に粟五合と米二升を一緒に大釜に入れ、御粥を煮る仕来りで、その中に葭を編み込んだ筒を先端にくくりつけたカツノキ(ヌルデ)のカイバシラ(粥柱)を立て、煮上がったあとにヨシの筒の中に入り込んだ粥の多少によって、その年の作物の出来・不出来を占っている。

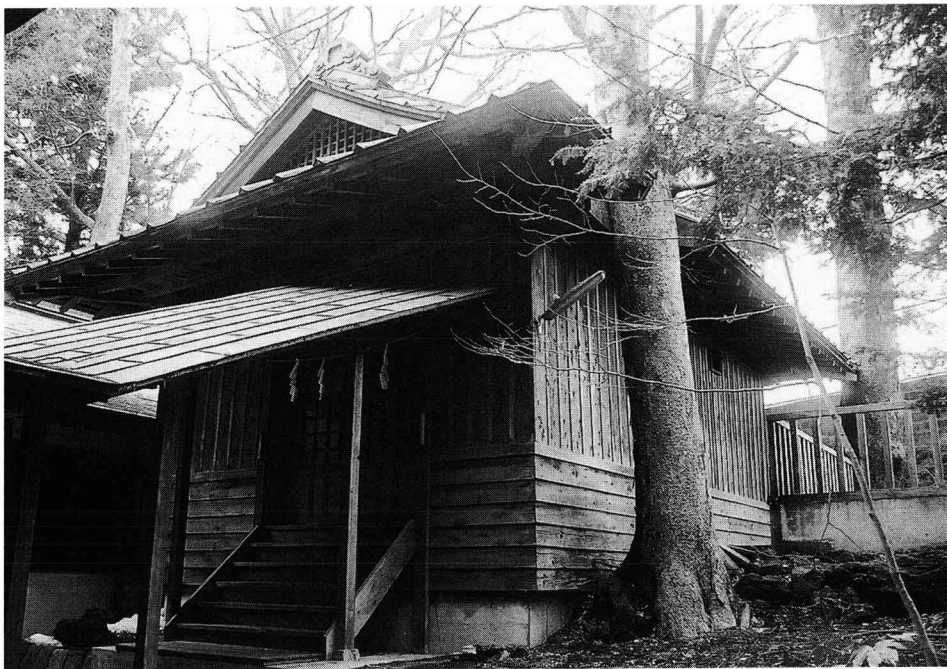


写真7 下宮の筒粥殿
入口に板の間と流しがあり、奥にヒジロ(囲炉裏)を切った古い部屋を設ける。

筒粥の占人は渡辺清左衛門家の当主とそのイツケ（一家、葎池の親類衆）が世襲してきた。現在は保存会を結成し、全員が「占」と染めた法被を着用する。清左衛門は下吉田の中心部である中村（本町）に住んでいたが、安政年間にお湯屋（葎之池温泉、「葎池」と通称する）を開いてそこに移住した。代々清左衛門を襲名し、先代は清左を名前としており、後述する芝座衆を構成する家の一つであり、自分の名前に「左」の字がつけられたのは、左に座る家だからとの伝承をもっていた。同家の庭には、剣丸尾熔岩流末の湧水を集める葎之池があって、神事に使用する葎を大切に育てている。なお、古くは常在寺の檀家だったとする伝承がある⁽⁵⁾。

筒粥殿は、現在は本殿の裏側に移築されているが、かつては境内入口の大杉の傍に存在した。親類衆が座る場所を確認すると、清浄に保たれた囲炉裏の東側に本家当主（占人）とその直系の親族が西を向いて座り、南側には古い分家の家々が座る。入口のある炉の北側には氏子総代が着

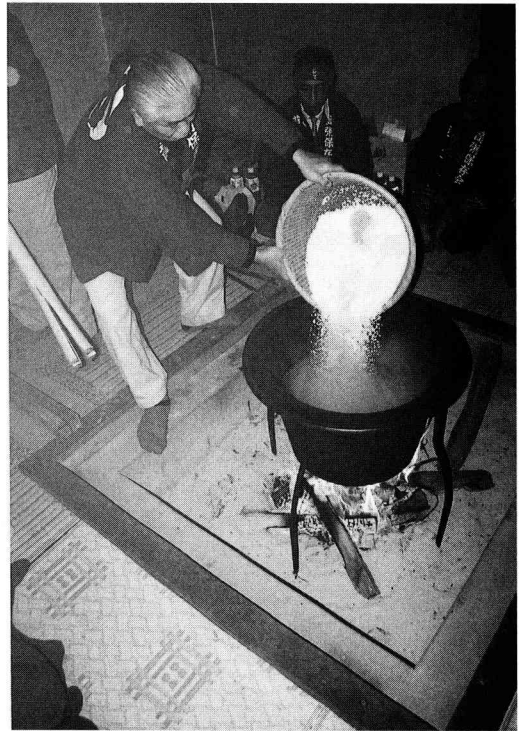


写真8 湯に入れられる米と粟
米二升と粟五合を沸騰した湯の中に入れる。

座し、西側に神職が陣取る。旧来の場所を想定して座る場所を整理すると、占人は本殿を向いて座り、本殿を背にした神職と向かい合う。南奥に分家が、北側手前の入口部が客座となっていたことになる。筒粥の占いの項目は二十四種あり、夕顔をはじめ、大麦、きび、あわ、あずき、そば、いもなどの作物と、道者と呼ばれる富士登拝者の多少であり、道



写真9 粥の煮あがりを待つ占人とシンルイシ
釜の中心にカイバシラを立て、カイカキボウを添える。



写真10 筒粥の占い
今年の「道者」は六分と判定する。



写真11 流鏝馬に用いる粟
流鏝馬の神事には粟の穂が供えられる。粟は鳴沢村の人が奉納する。

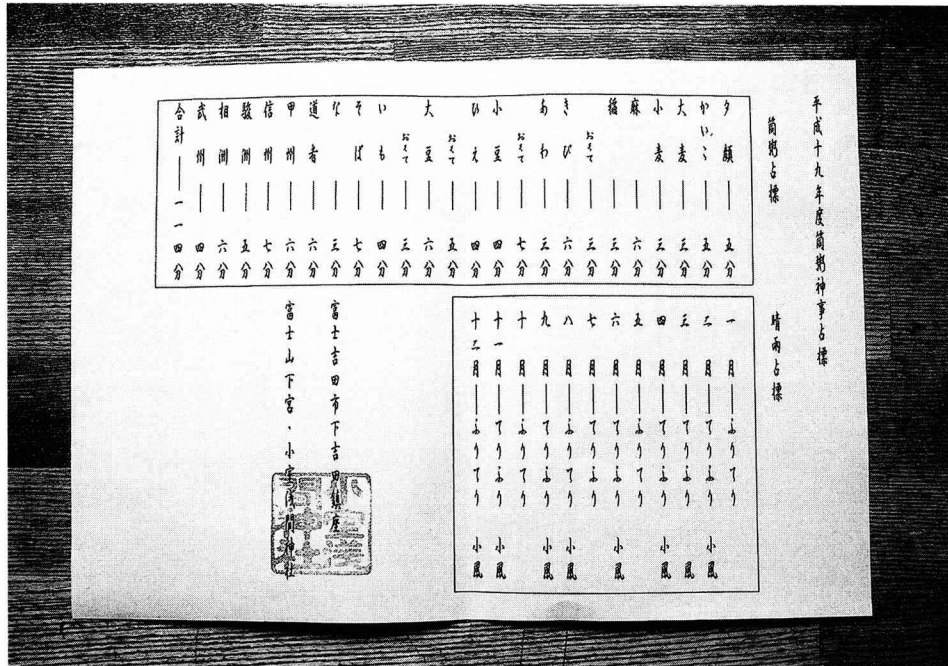


写真12 筒粥占標

者全体と、甲州、信州、駿州など五つの国別の地域を占っている。占いのブツケ（分付け、占標のこと）はその年の作付けや道者受入れの指標として用いられてきた。占いの終了後、占いを示す葎の管を並べたダイ（台、長い板のこと）と大釜を神前に持ち出して結果を報告する。
筒粥神事の翌日、十五日には「馬の籤」が引かれていた。流鏝馬の役

馬を奉納する馬主になるための神籤を引く寄合を開いた。富士吉田市教育委員会が刊行した小冊子『流鏝馬』にはつぎのように記される。「厳密には、この行事が始まるのは小正月十五日の正午・奉仕馬のくじ引の神社寄り合いからである。この正午のくじ引寄り合いに先だってその年の奉仕を希望するものは各自、神社に集りこの時を待つ。この十五日は



写真13 馬の籤引き
現在は流鏝馬の前日の夜に行われる。

恰も十四日の宵から行われる豊凶の筒粥神事が発表される日でもあって、古来農家はその年の作付を決める重要な関心事に支えられている日でもあった」〔富士吉田の文化財（その二十）／富士吉田市教育委員会〕とあり、祝詞奏上の後に神職の介添えて馬主が籤を引いており、筒粥と流鏑馬は、互いに関係の深い一体の神事と観念されてきた。

江戸時代には、正月十五日に森（古森、仲町）にある明神（渡辺明神社）で祭礼が行われていたことが、文化十一年（一八一四）に編纂された『甲斐国志』に記録される。同書は、「二渡辺明神 同村（下吉田村）

社中除地式百四坪、例祭正月十五日、九月廿二日、鍵取渡辺右近助、此社ハ渡辺氏一族數十戸ノ氏神ナリ、是ヲ苗字カケ場ト称ス、渡辺綱ノ靈ヲ祭ルトゾ」と記される。この神社は、渡辺の「ミヨウジカケ（苗字懸）のお宮」であって、祭礼には、芝座（宮座）が組まれていた。「鍵取」の渡辺右近助（右膳さま）を始め、後述する下宮の座（神前列座、芝座）に座る萱沼（与一ちやま）家以外の家々が、この芝座を組むことからして、馬の籤は旧来ここに一座した人々が見守る中で引かれていた可能性が高い。

秋の流鏑馬は、ウマ（馬）、あるいはウマツトバシ（馬飛ばし）、ウマツトバカシ、古くはハツチョバンバ（八町馬場）といい、日常では「お祭り」に、ウマあ見にきた」などと会話される。ハツチョバンバとは、森（古森）から天神社の祀られている山王さんの森（山王森）まで、長さ八町の馬場を流鏑馬の馬飛ばしをしたことから、このように呼ぶのだという。古くからの行事であるにもかかわらず、『勝山記』の中からは、流鏑馬についての具体的な記述を見つげ出すことはできない。しかしながら、前述の小山田氏が発給した文書にある「富士山御神事」が流鏑馬を含む一連の神事をさしているのは間違いない。

小室浅間神社とそこでの流鏑馬は、『甲斐国志』の中に次のように記されている。「下宮浅間明神 本村（下吉田村）氏神也、祭神同上（木

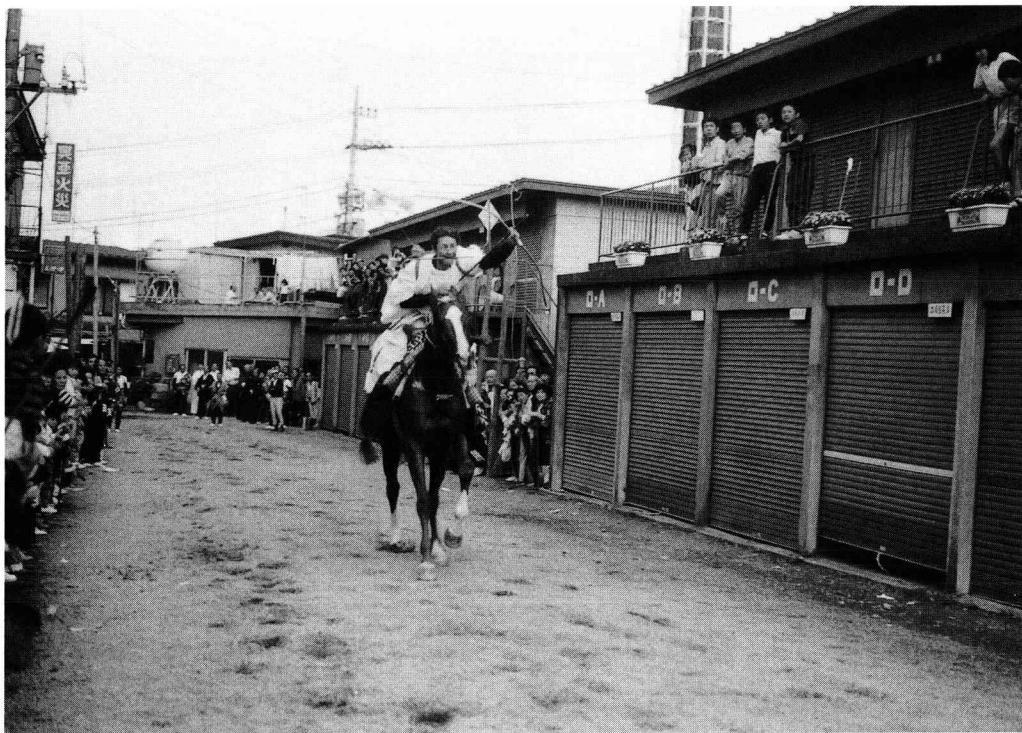


写真14 下宮の流鏑馬
馬場頭に向かって役馬を走らせる。朝馬は白い狩衣を着用して三か所の的を射る。



写真 15 森の渡辺明神社

森(古森)に渡辺明神社が祀られる。横町からの入口を写したもの。渡辺のイッケシは明神の祭礼にこの庭で芝座を組んだ。

花開耶姫命・鷹飼・犬飼)、社中除地千百八十四坪、神田高十二石八斗二升六合、此百姓五人ニテ神田ヲ耕シ祭典ノ費用、臨時社役ヲ勤メ、其ノ余ヲ神主ニ配分ス、例祭九月十九日、流鏑馬アリ、射儀ノ得失ヲ以テ一年ノ吉凶ヲ占ス、祭終リテ神主幡野備前へ神酒ヲ懸今上ル(後略)、とある。例祭は九月十九日、流鏑馬の射儀による吉凶の占いがあり、神領を耕作する下吉田の五人の百姓が祭典の費用と臨時社役を勤め、その余を神主に配分していたことを記している。この神田のうち、四石余は祭礼免として五人の神領百姓に与えられていた。神領百姓は、渡辺右近之助・萱沼与一之助・渡辺縫左衛門・渡辺宮内左衛門・渡辺甚右衛門である。この五人の家が座を構成し、流鏑馬祭礼を行い、祭礼に先だって神殿の前に「列座」した。また、祭礼後には拜殿の前庭に一座して神酒(濁酒)を戴く「芝座」を行ったので「芝座衆」とも呼ばれた(『下吉田の民俗』(表3))。下宮の座は、森組の祀る渡辺明神の座を基礎に成立したと伝承され、渡辺の四系統のオオヤ(本家)と、萱沼のオオヤの一軒からなっており、左座と右座の区別があつて、相対的に左座が優先した。神前には、左に右近之助・縫左衛門・宮内左衛門(森組)が、右に与一之助(上組)・甚右衛門(上組か、系譜不明)が列座し、芝座も同様に、左座が森組の座、右座が上組の座であつた。幕末期には、芝座衆の祭祀組織の中に村役人が介入しようとする争論が発生した。⁽⁶⁾伝承の上では、神領百姓の五人の一人が濁酒(神酒)を掻き、二人が奉納馬(朝馬と夕馬に分かれる)の世話をし、残りの二人が朝馬と夕馬の乗り手を勤めたとされる。現在も神領百姓の系譜を引く数軒の家と、その古い分家とされる芝座衆の家々の男性が祭祀組織を構成し、これらの人びとの奉仕によつて流鏑馬が行われている。争論の中に記される芝座に座るものが(渡辺)文右衛門(丸本)・(渡辺)清左衛門(葭池)、以上左座、(萱沼)右馬之丞・(渡辺)九郎右衛門・(渡辺)次郎左衛門(以上右座)であり、「祭礼見届役」として占いに当たつてきた。現在、馬場を「飛んだ」役

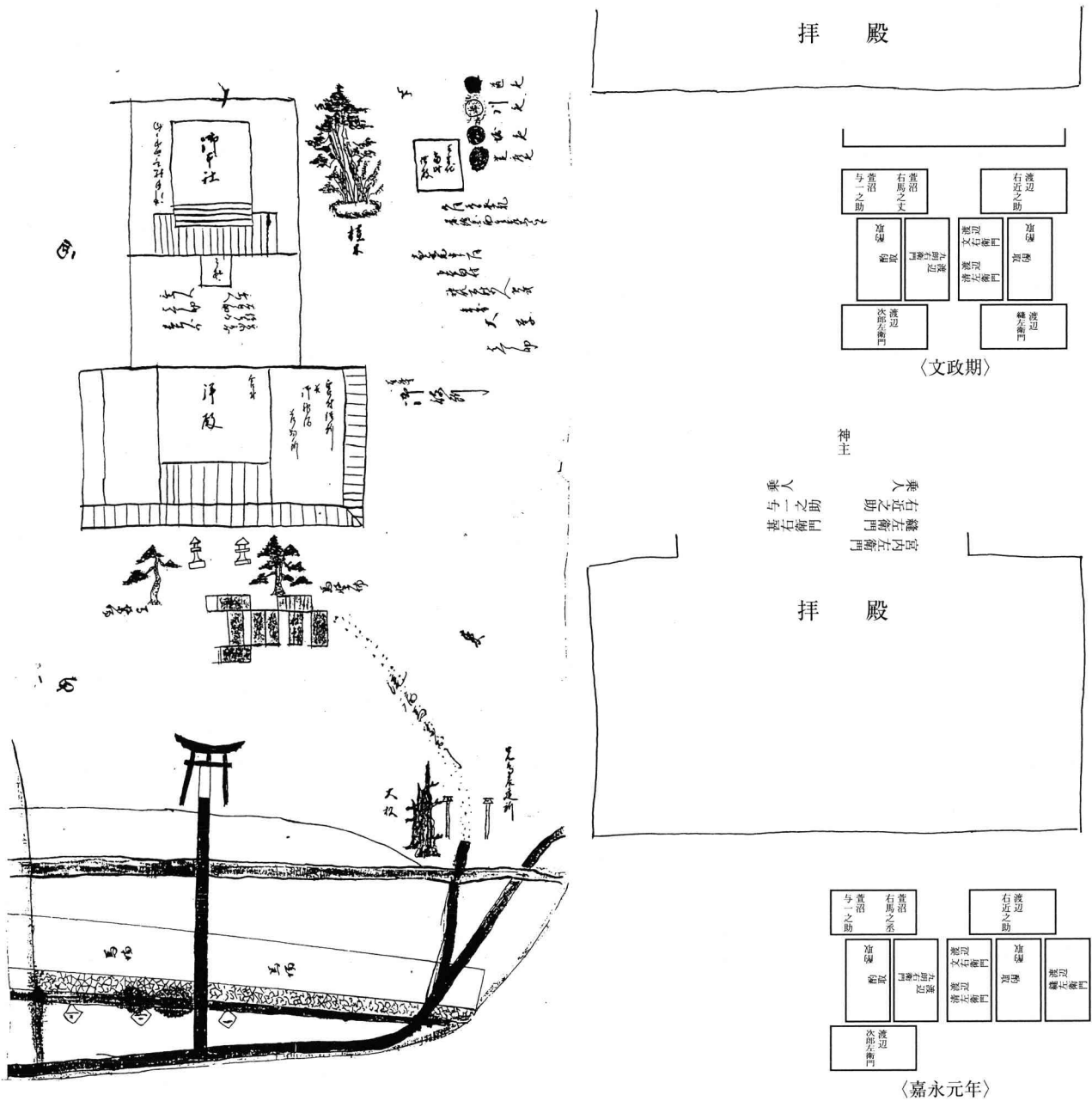


図2 下宮境内と座の図(『下吉田の民俗』より)

神・大山昨命)に会いに行くのだという。山王さんに到着し、拝殿で山王祭が宮司を中心に行われる。祝詞の奏上などを拝殿で行う。祭りが終わって神社を出発し、復路は中央通から西裏、月江寺大門から馬場頭へ出て馬場を下り流鏑馬橋を渡って裏参道より下宮境内へ到着する。旧来は、馬主が個別に参向していたのであるが、キリビ(切火)と呼ばれる



写真16 馬の足跡を見る占人
役馬が走った後の馬の足跡を確認して馬場をゆく萱沼氏(手前)と渡辺氏(後)。



写真17 山王森の天神社
山王さんの森に祀られる天神社(正面)と軍刀利社(右)。天王祭にはこの庭で最初の神楽舞(獅子神楽)をする。

祭礼の一週間前からの別火潔斎を、各馬主の親類衆が一緒に境内の潔斎館に泊り込んで行うようになってから、現在の形をとるようになった。そして、日が暮れると浅間さんの夜宮を行い、神楽殿では下吉田の北に隣接する新倉の太々神楽が奉納される。
ところで、天神社は、もともと字「梅ノ木」にあったが、山王森に移

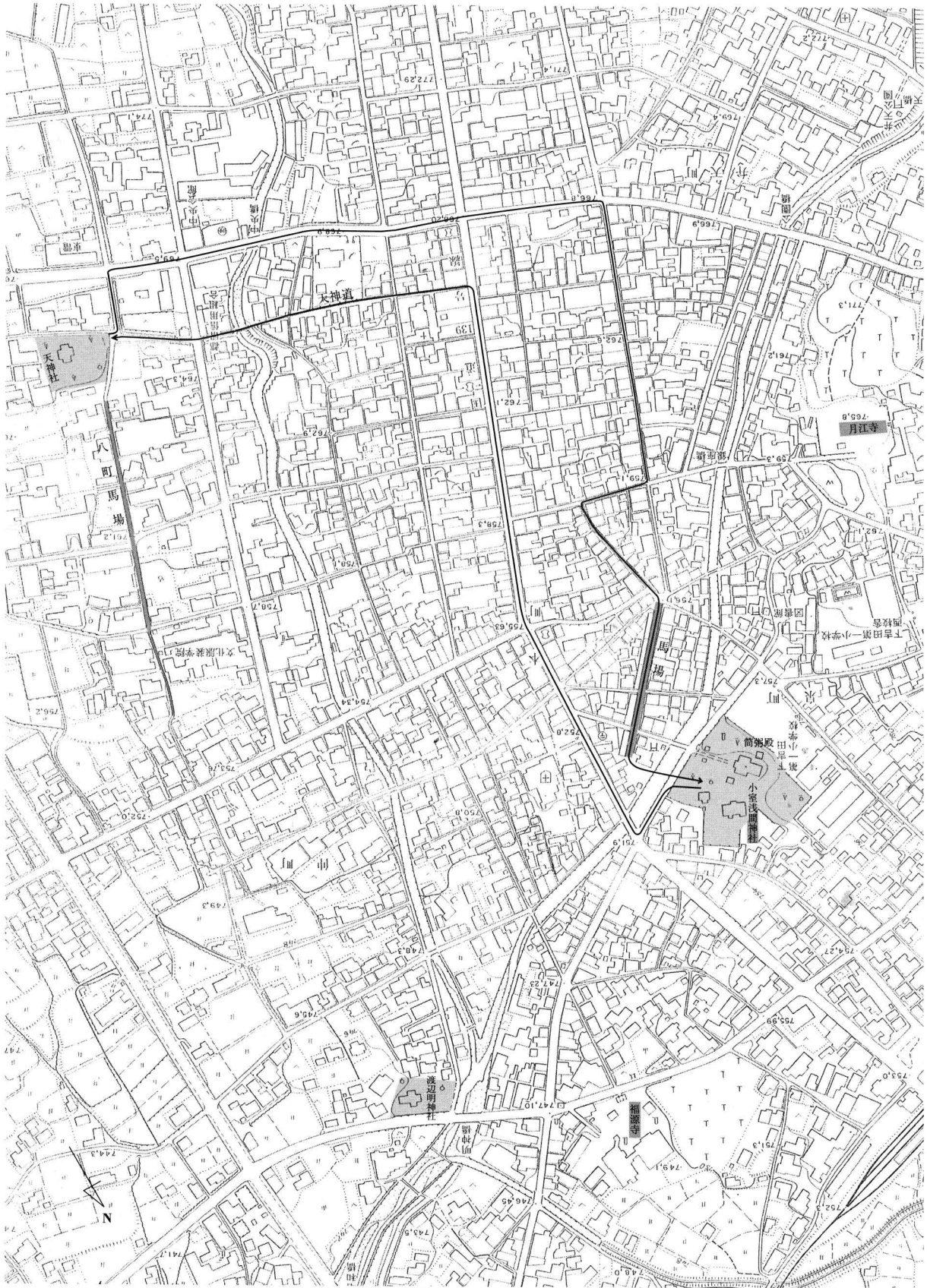


図3 下吉田流鍋馬関連図

したという。森の正面に天神の社と、軍刀利社（軍荼利夜叉明王）、機神社などがあって、東側に隣接してオテンゴーさん（天狗社）が存在する。この社は萱沼イッケシ（一家衆）のミヨウジカケ（苗字懸）の神さんであって、明治になって中組（上仲、下仲、新屋）の神社として差し出されたという（『下吉田の民俗』）。

安永九年（一七〇九）の「神社古例証文之事」（『富士吉田市史』史料編4八八六文書、市史4八八六と略記、以下同じ）には、是ハ往古より九月十八日山王権現御縁日御祭礼にて、（萱沼）右馬之丞・（小野）将監、左右の上座にて相勤め、左座は（萱沼）右馬之丞・（渡辺）次郎左衛門・（渡辺）宮内左衛門、それより段々に相居り、此の座敷は畢竟左座は渡辺、右座は萱沼氏と相分かり候様に候得ども、往古は渡辺同名六人の座鋪と申し伝え候、然れ共是迄右の通りにて御祭礼相勤め申し候、六月二十五日は天満天神の御祭礼にて萱沼氏一家の御祭にて御座候事、とあり、山王権現の祭礼（山王祭）に左右の座を組んでいたが（表4）、往古は下宮と

同一の萱沼与一之助を除いた渡辺だけの芝座衆が座鋪（座敷）に座っていたといい、六月二十五日の天神の「御祭礼」は萱沼イッケシの「御祭」であるとする。慶応四年（一八六八）の「天満天神宮社地明細書上帳」（『甲斐国社記寺記』）には、「一、祭礼式日年々九月十八日、天下泰平・五穀豊穰成就之御祈願仕、并芝座卜唱氏之内旧家之者古例ニ従ヒ御神酒左之者ニ而頂盃仕候仕来ニ御座候」とあり、九郎右衛門・次郎兵衛・大炊左衛門・三之丞・

表4 天神芝座対照

屋号	西念寺寺衆番帳 元龜元年（一五七二）	天神芝座	天神祭礼座の取極 寛政十一年（一七九九） （渡辺綱夫家文書）	天満天神宮社地明細書上帳 慶応四年（一八六八） （甲斐国社記寺記）	現当主	備考
うまのじょう おおうえ	萱沼右馬充 同名萱沼木工助 同萱沼与三左衛門 清九郎	(右座) (左座) (左座) (左座)	(萱沼)右馬之丞 (萱沼)弥左衛門 (萱沼)与惣左衛門 (萱沼)新右衛門	(萱沼)弥左衛門 (萱沼)与惣左衛門	萱沼巧弥	伝承
へだもん	藤左衛門 七郎右衛門 与五左衛門 大炊左衛門	(左座) (左座) (左座) (右座) (右座) (右座)	(萱沼)大炊左衛門 (萱沼)茂兵衛 (渡辺)宮内左衛門 (萱沼)与市之助 弥五左衛門 新左衛門 三左衛門	(萱沼)大炊左衛門 (萱沼)与一之助	萱沼常広	推定
よいつちやま		(右座)		(渡辺)九郎右衛門 (渡辺)次郎兵衛		

与一之助・新左衛門・与惣左衛門、右総代弥左衛門、与惣左衛門同断半右衛門が名を連ねる。これは同族の本家や古い分家の当主が、複数のイッケ（一家）が同姓でまつる一門の氏神、ミヨウジカケ（苗字懸）の宮前に座してイッケシ（一家衆）のオマツリ（お祭り）に組む芝座である。

十八日に参向する山王さん（山王権現）は、富士山の山宮神事を想定したものとされ、馬場（騮ノ馬場）において流鏑馬を奉納したものと伝えられる（『流鏑馬』）。また、『甲斐国志』（巻三五）も「富士山」（山川部）の部分に「騮馬場」を記している。（遊興から）「行ク事十余町ニシテ道暫ク急ナリ、此辺ヲ騮馬場ト云、古ハ浅間ノ祭礼ニ流鏑馬アリシ地ナリトソ、後ニ止テ今ハ勝山及下吉田浅間祭礼ニ流鏑馬アリ、此騮カ馬場ノ神事ヲ移セルナリトソ」とその由来を述べている。この記述に従えば、旧来は浅間の祭礼に騮馬場で流鏑馬（「富士山御神事」）が行

われ、後にこの神事が中止となつて、勝山（＝里宮「勝山御神事」と下吉田（下宮）の二つの祭祀に分けて神事が執行された、というものである。さらに、伝承からは、山から里に下ろした流鑄馬は、船津（富士河口湖町）の長馬場で行つたとされる。

③「勝山御神事」と鳴沢の御湯花

一方、勝山に分かれたとされる富士山の神事は、江戸時代の村を超える中世の郷（大原七郷）を母胎とした範囲で執行されていた。現在、富士河口湖町勝山の里宮浅間神社（二合目の小室浅間神社を境内に移築して富士御室浅間神社となる）の秋祭を芝座祭といい、九月九日に例祭を執行しているが、江戸時代の祭りは台所祭だいどころまつりといつて九月十七日から十九日まで三日間にわたつて行われていた。この神社について『甲斐国志』は、「小室浅間の里宮なり。古は船津・小立・勝山・大嵐・成（鳴）沢・長浜・大石、七村の産神なり。慶長八年九月鳥居士佐守家士の文書に大原七郷百姓衆とあるこれなり。今はただ勝山村一村の産神となれり。例祭九月十九日、古より流鑄馬の神事あり。古は毎年神事に領主より糶十俵並びに馬の飼料等賜りしこと文書に詳らかなり」と記述する。山宮にあたる富士山二合目の小室浅間明神の里宮とし、大原七郷の産土神であることを記し、慶長八年の段階の里宮での流鑄馬神事（勝山御神事）執行をあわせて記述している。

勝山では流鑄馬を文書に「鑄馬」と表記する（明治八年「勝山村役場文書など」）。鑄は狩矢の矢の先につける空洞のある球形の作り物で、木竹などで作り、窓をあけた目から音響を発して獲物を威嚇するために使用する。この鑄矢を用いて神事を行うことからきた呼称であろう。

里宮浅間神社の流鑄馬神事は明治三十年ころに中断し、昭和五十一年に小笠原流の流鑄馬を導入した「武田流流鑄馬」として形を変えて再び

実施されるようになった。日取りをゴールデンウィーク中のみどりの日に設定し、馬場もシッコゴ公園に移しているが、今もなお、里宮の門前に古い馬場の跡を残している。モノ資料として、祭礼神輿をはじめ、流鑄馬の乗鞍、鐙、があり、所蔵者の名前を記すことから、乗り手の家筋が明らかになり、松浦忠造（船津）、流石清司（勝山小海）などの家々



写真 18 里宮の馬場
馬場の周囲には桜が植栽され、東端（正面）に流鑄馬の由来を記した石碑が立つ。

表5 大原・吉田の座対照

大原七郷	成沢村 渡辺善四郎 庄屋富之丞 下組 渡辺節次郎	大嵐村 三浦助之丞 渡辺鑓之丞 庄屋七右衛門	古立村 渡辺彦太夫 相沢幸七 大石六兵衛 渡辺利平 渡辺彦次右衛門 渡辺良右衛門	舟津村 渡辺桃市郎 渡辺清七 松浦伊兵衛 梶原源右衛門 庄屋和兵衛	吉田	吉田村 庄屋 渡辺右 渡辺左一 渡辺右近 渡辺渡左七 渡辺数馬	明見村 庄屋 渡辺□□ 渡辺源兵衛 桑原由之助 勝俣右近之助	新倉村 渡辺庄市郎 重之丞 奥脇左太郎
	外川弥兵衛 古屋清次郎				萱沼与一之助 同清十郎 小野利兵衛			

〔小佐野勝江記録〕をもとに作成

がかつての乗り手を勤めた家だったことがわかる。馬の飼料を提供するのは鳴沢の善四郎（渡辺勝利）家であり、その由緒によって同家には、復活後の今でも流鏑馬の招待状が届くという。そのほか、祭礼に用いる面を二面（赤天狗の面、黒天狗面）残している。神主家で奉納する神楽に用いられた面であろう。

『勝山村誌』によると、同書に掲げられるに神主家の当主が記した「小佐野勝江記録」〔つき山様と台所祭 流鏑馬、昭和三十六年〕は、九月十七日台所祭、九月十八日注連結の行事、九月十九日流鏑馬の行事、と三日にわたって祭りが行われたことを記述する。遡って、明治二十八年の「神社由緒取調書」〔富士御室浅間神社文書〕によると、神主宅の台所（土間）で行うのが台所祭であるとしている。「勝江記録」は、天地四方に六号の筵を敷き神主が正座する。城主がその右に列し、その左右に別れて大原七郷の氏子たちが、その家格によって座位を占める。中央に相對して力士の座四席が設けられる。なお、この記録中には、口の字に座り、正面中央に「神主」と内側に二人ずつ二列の力士の座を記す図と、「富士山根本奥之原浅間大神宮 流鏑馬神事祭礼七五三郷百姓中 苗字弓矢道具□□産子連名帳」の写が記される（小佐野静子家文書）（表5）。成

沢村、大嵐村、古立村、舟津村、吉田村、明見村、新倉村、の祭礼関係者を連名で記述し、「吉田村」（下吉田村）の中には、「渡辺右近」（右近之助、右膳さま）、「萱沼与一之助」（与一ちやま）の名前が確認でき、これらの人々の「着席座図表」を其ノ一から其ノ三までにかけて三点載せている。「村誌」の記述に戻り、当日の祭りに列するものは五十人以上と見做し、座順が通常の逆で、家格の高いものが下座に、その低いものが上座についていたといい、着席するまで大混乱をまねいた。その座割は小立八丁屋の彦次衛門で、「座割彦次」といわれた。台所祭の伝承に、「婿嫁のやりとり（縁組）は、越後守家台所祭で知れ」とか、座席がわからずに右往左往する様子、もしくは上下入り混じっての無礼講を「台所祭のようだ」といい、無礼で賑やかな娘を、「台所祭のような娘だ」といった（同書）。このように、台所祭に神主家の土間に筵を敷き、大勢の氏子たちが座を組んで、神酒（粟酒）を頂戴し御供を食する祭りを行っていた。

小室神主の小佐野越後家の「つき山さま」（勅使塚）については『甲斐国志』は、神主小佐野越後の家の西に旧宅の跡がある。（中略）毎年一度この地へ奉幣すること神主の家例である、と記している。このことについて、明治七年（一八七四）の「祭礼の儀につきお願い」（『村誌』掲載、勝山村文書）が残されている。勝山村社浅間神社（里宮浅間神社）は、旧暦の九月一日が例祭日であって、これまでは旧神主小佐野勝平の屋敷内へ神輿を御幸させて神楽を執行してきたが、小佐野が神主の廃職を願ひ出て神輿の行幸ができなくなったので、本年よりは村内の勅使塚へ神輿を行幸し神楽を執行して旧式の通りに祭典を行うことをお願いしたい。浅間神社より勅使塚までおよそ八町を測る、と県令藤村紫朗に願書を提出している。これによって、奉幣場所を神輿の渡御



写真 19 下宮の朝馬一番
平成元年には朝馬(一番、二番)、夕馬(一番、二番)の四頭の役馬が出役した。

地に再編し、神主家での台所祭は終焉したことになる。江戸時代の後期、小室神主は小室(二合目)への奉幣を、かわりに旧屋敷の勅使塚で行っていたのであろう。つまり山宮の祭祀を台所祭に再編しているものであり、神主家屋内の土間で山宮神事を行ったことになる。

下吉田側の伝承では、こっち(下吉田)の衆が行かなければ、流鑄馬ができなかったといい、向う(勝山)の座に座ったとする伝承がある。また、下宮の流鑄馬でアサウマ(朝馬)の籤を引いたものが馬を引いて勝山の神主を迎えにゆき、帰りにはヨオマ(夕馬)のものが神主を送り届けたということから、この地の流鑄馬の中断以降、下宮の馬場を借りて里宮の神事を行っていたのかもしれない。さらには、祝詞の奏上がすむと、すぐに勝山の神主が帰るので、里芋の葉に包んだ弁当を持たせたものかもしれない。

鳴沢村鳴沢の「湯立の釜」は、四口伝来し、『鳴沢村誌』に掲げられ、その編纂時には、鳴沢の氏神さんである春日神社の縁の下に二つの釜が



写真 20 鳴沢の湯立の釜
「天文三年午十九日鳴沢村山守神主六兵衛せわやき与三兵衛」、銘入りの湯立の釜(上段左)、同右は鳥居の陽鑄銘
天明五年の陽鑄銘(下段左)、安政二年の陽鑄銘(下段右)

保管されていたという。⁽⁷⁾ ①「元文二年午九月十九日鳴沢村山守神主六兵衛せわやき与三兵衛」の文字を釜の側部に記し、反対側に鳥居形を鑄出すもの、②「天明五年九月吉日奉納春日大明神郡内成沢村仲」を口縁に記すもの、③「安政二年九月吉日奉納第六天神願主当村氏子中」を同様に口縁に記すもの、④銘文のないもの、の四口の形態を同じくするもので、①は「勝山御神事」(流鑄馬)と同一日の春日神社の祭りに、山守

神主六兵衛と、せわやき与三兵衛が奉納したもので、村内には「六兵衛」に繋がる家の伝承はないが、「与三兵衛」はヨソーベーの屋号をもつ家（梶原家）として残され、世話役はミヤゼワ（宮世話＝氏子総代）として現在も存続する村の役職である。②は同様に春日神社の祭りに、③は魔王天神社の祭りに、御湯花をあげる釜として奉納されたことがわかる。

第二次大戦以前は、山から松の巨木を伐りだし、道祖神場に竈を造り、そこに釜を据えて御湯を沸かした。ホウエンさん（法印さん、ここでは神主のこと）が湯釜に御湯花をつけて群衆に振りかけて厄祓いをした。現在は行われていない。

下吉田の葭池には、鳴沢から筒粥に使う葭を貰いに来た、という伝承があり、これからすると、鳴沢でも筒粥神事を行っていた可能性がある。この神事に釜を使うとなれば、釜の形態の共通性や釜の側部に鑄出された鳥居型からして、それは①の元文三年九月十九日の銘のある釜であって、村の信仰形態の変化によって、小正月に御粥を煮て行う筒粥神事から、道祖神の厄祓いのための御湯花へと使用方法が変わったことが考えられる。本来は、九月十九日「勝山御神事」と同じこの日、春日さまの祭りに御湯花をあげるために奉納したものだことが銘文からわかる。小正月に御粥をあげる筒粥から道祖神の御湯花へと変化したものと、秋九月十九日の御湯花、春秋二回の神事にこの釜が利用されたことが推測できる。

④ 太々神楽の受容

富士山北麓地域には、太々神楽が伝承されている。富士吉田市には、現在も上吉田、新倉、小明見、大明見の浅間神社や松山の松尾神社、新屋の正一位漣神社など、各地の氏神社に伝承され、唯一下吉田がこの神楽をもっていない。富士河口湖町には、河口に太々神楽（山梨県指定「河

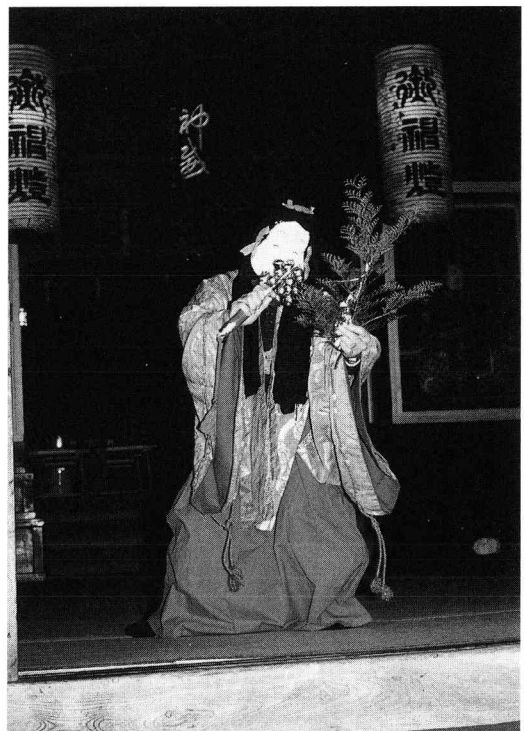


写真21 大明見の太々神楽
大明見浅間神社の拝殿でオカメさんを舞う。

口の稚児舞」が残っている。河口では「御太々」と呼び、オイチーさんと呼ばれる初潮前の少女によって舞われている。鳴沢村には、市川三郷町から明治初頭に伝わったとされる甲府盆地南東部のものと同系の神楽がある。当地に残る太々神楽は、吉田（上吉田）や河口の御師が伝承してきた芸能といえる。

もともと太々神楽は、伊勢や熱田の大神宮の御師や社家の家の神殿で、全国各地から訪れる太々講などによって奉納される神楽であるが、初穂料の多少に応じて小神楽・大神楽・太々神楽の区別があり、太々神楽はもっとも大規模に行われた。江戸時代後期には、御師や社家の家で行われ太々神楽の様子を描いた絵図などを、各地へ配布するなどの宣伝行為によって、各地に太々神楽講が組織されていった。

富士の太々神楽は、富士太々御神楽、富士太々神楽と記されるが、上吉田では、伊勢神楽、熱田神楽と富士の神楽をあわせて三神楽と称するという。富士登拝の信仰に支えられて発展してきたこの神楽は、「武運

長久「天下泰平」「五穀豊穰」「家内安全」「講中安全」等のために舞われこれらの祈願に際し、御神慮を涼しめ奉ること神楽より宜しきはなし、として、富士御師が祈願者に代わって神前に奉納するところに特徴がある。多くの講中は神楽を奉納すると、「太々御神楽奉納記念」の献額や石碑を北口本宮富士浅間神社の境内や御師の屋敷内に寄進する。江戸時代の早い時期に現在みるような形に組織的に確立したといわれる。純朴でしなやかさやあでやかさはなく、邪気を祓い、五穀豊穰を感謝する舞



写真 22 河口の御太々
河口浅間神社の拝殿で幣の舞を奉納する。

であり、大地を踏みしめるために動き廻って舞うのも特徴の一つで、これをヘンバイと称している。すべて一人の舞であり、一二の舞からなっている。素面の舞四舞、面形の舞八舞で構成される。囃子は鈴の舞の曲と採り物舞の曲に大別され、鈴の舞は静かな舞であり、採り物舞は途中から急変し、きわめて動きが速くなる勇壮な舞である。下方は大太鼓、締太鼓、横笛からなっている。

この太々神楽について資料上で確認すると、十七世紀後半から変化の



写真 23 太々神楽の奉納額
奉納額には「太々御神楽」あるいは「富士太々御神楽」など記される。



写真24 北口本宮富士浅間神社の太々神楽

赤天狗(猿田彦命)の舞であり、前半はゆっくりとしたヘンバイを踏む舞で、後半はチラシと呼ばれる早いテンポの舞となる。

兆しが認められるようになる。神社活動の領分を明らかにする諸宗寺社法度の触出し(市史4七五二)以降、吉田・白川両家による神社・神主への格式許可が重みを持つようになり、この流れが地域の諸社に影響を

及ぼしていった。吉田御師の中務と新助が「御神官」をすすめて上京したことに端を発した(市史4八七四)。宝永八年(一七一二)寅ノ九月に橘屋中務と鶴屋新助が上京し、吉田家より「浅間大菩薩を正一位大神与神位神号を改候」て、同十月に下向して新幣を宮中へ納め、「古来無御座新神楽を取立」てた出入である(同八四五)。吉田家から許状を得る「神位神幣出入」を通じて神道に組織化され、神仏習合的な両部神道は影をひそめていき、祭礼等に執行される神楽も新たな太々神楽に変わってゆくことになる。神楽の変化が文書に登場するのは、宝永八年の文書(市史4八七四)の「御神楽」「御宮所御神楽」と、それに続く正徳五年(一七一五)文書(同八七五)の「古来無御座新神楽」の記述である。太々神楽がこの時期に当地に伝播したことがわかり、これに対応して北口本宮富士浅間神社の神楽殿は、元文三年(一七三七)に新規に建造されている。これらの文書を所蔵する吉田御師の上文司や番匠屋などの御師が舞ってきて、明治になって御師に出入する強力や職人、富士山山室の小屋主などに引継がれた。さらに近隣の松山や新屋の住人を担い手に加えて現在に至っており、御師の手を離れている。八合目の小屋主が昭和十年(一九三五)に記した「みかぐらの手ぶり」(御神楽の手風)が残る。手風とは、「御神楽」の舞い方を記したものである。上吉田に隣接する松山はおもに富士山の強力を勤めてきた地域で、ここの松山神楽講はこの延長上に成立したものである。

新倉の太々神楽には、富士山の噴火の時に勅使がきて教えた火伏せの舞だという伝承がある。噴火が鎮まるように、「三国第一山」の扁額を掲げそこから富士山を望むことができる鳥居の前で、富士山に向かって舞った舞だという。「破魔宝面」ないしは「勅使面」と伝承され、ビルマ杉で作ったとされる鬼神系の面がある。この面でオテングサマ(黒天狗の舞)を舞ったとし、この面は、古くは真宗寺院の天井裏に保管していたという。この面の鼻は鼻高に別材で補修が加えられている。御湯神



写真 25 新倉浅間神社の「破魔宝面」
鼻の部分は別材で補修されている。

楽を太々神楽に再編するに際して、鼻高面に変更したものと推測される。もう一面「カラス口の面」という面があり、「赤天狗」(の舞)に用いたという。旧来、この神楽舞は、上の舞一二舞、中の舞一二舞、下の舞一二舞、都合三六舞からなっていたが、明治維新後に現在の一二舞の形態に整理したという。地内の富士浅間神社の祭礼に奉納するほか、下吉田の下宮の流鏝馬にも奉納している。

小明見や大明見では、獅子神楽をオカグラと呼ぶのに対して、この太々神楽をオヘンバイ、オヘンベ、神楽舞を「オヘンバイを踏む」と称しており、ヘンバイの所作を伴う伝来の後発性を推測させる神楽である。小明見では氏子の構成する神楽講が中心になって、大明見では神社の関係者がそれぞれ舞ってきた。なお、この小明見の太々神楽は明治二十五年に新橋(御殿場市)の浅間神社の氏子に伝えられ、今日も少女の舞が奉納されている。



写真 26 新橋浅間神社の伝習書(『太々神楽と獅子神楽』より)
明治25年に小明見浅間神社から太々神楽を「伝習」したことを記している。

⑤「湯立神楽」の成立

この地域に分布する特徴的な獅子神楽に湯立神楽がある。ここでは、神主(「鍵取」)や山伏などが行っていた湯立(御湯花)に伊勢の獅子神楽を挿入して、獅子頭を被ったものが行うようになったものである。少なくとも下吉田では寛保三年(一七四三)には浅間(下宮)、明神(渡辺明神社)、天神(天神社)の三社で湯立を行っていたことが村方文書に記される(渡辺城三郎家文書「村方夫銭帳」)。この湯立神楽が創出された場所は、下吉田中組の天神社であろう。天神社を祀る萱沼のイツケシ(一家衆)が、「鍵取」や法印(山伏)として、御湯花に係わる芸能を担っていたのであろう。(表6)天神社の「鍵取」をめぐる、萱沼イッ



写真27 新橋の太々神楽

山開きに新橋浅間神社の拝殿で奉納される巫子の舞。小明見の浅間神社では、この舞を「五人ばやし」と呼んでいる。

ケシの二つの本家、新右衛門（へだもん）と右馬之丞（うまのじょう）が争った天明二年（一七八二）の文書（茅沼家文書）が残される。萱沼氏そのものが御湯花（湯立）の呪法に係わっていたことを示す具体的な資料は現状では見当たらない。しかし、中組のカミ（上仲）に居住する大上やその分家である徳右衛門や幸右衛門は、「大工村」を構成する堂

宮大工の棟梁家の系譜であり、建築等の儀礼に係わっていたことは確かである（大上萱沼家文書、徳右衛門萱沼家文書など）。湯立神楽の秘伝の巻物「御神楽辻引之事」は、徳右衛門家に伝来している。一方、中組に伊勢御師の幸福大夫やその手代がやってきたことを記す文書がある（へだもん萱沼家文書、『市史』民俗編2）。子（年未詳）ノ二月五日に金一步と百五十文を幸福大夫が勧化に受け取ったもの、宝永噴火の翌年、同五年（一七〇八）に幸福大夫内（手代）の伊藤八郎右衛門がやってきて、渡辺伊兵衛と萱沼安左衛門から「御合力金」を受け取ったもの、丑年（年未詳）の伊勢太々神楽講の受取が存在する。萱沼氏は、萱沼安左衛門・同人内（へだもん）、仁科五郎左衛門（仁科＝萱沼右馬之丞）、萱沼新右衛門（萱沼）、同名伝左衛門（茅沼）、萱沼徳右衛門（徳右衛門）が名前を連ねている。このころに伊勢の獅子神楽がこの地にもたらされたことが推測される。

この神楽が、天神社を祭祀する萱沼イッケシの儀兵衛によって、よその地域へ伝えられたことがわかる。⁽⁸⁾ 儀兵衛は下吉田新田（富士見町）に居住し、現在もその系譜の家がそこに存在する。⁽⁹⁾ 表6でみるように、儀兵衛家は大炊左衛門イッケに属し、享保六年（一七二一）の新田開発時にそこに分家した「伊左衛門」家であるとする。これにしたがえば、明和九年に死亡した先代の儀兵衛と寛政十二年に死亡した儀兵衛が二代続けて同名を名乗っており、二代目の儀兵衛が安永期に湯立神楽を伝えた人物に対応する。しかしながら、後述する「御神楽辻引之事」を伝存するのは萱沼徳右衛門家であり、同家の先祖には「儀右衛門」がおり、上組の居住者である可能性も捨てきれない。儀兵衛は舞の名手として伝承されており、儀兵衛によってこの神楽が富士山東麓に分布を広げてゆくことになる。

現在、中組の天王さんの御祭（天王祭）に奉納される獅子神楽（中組神楽）は、本来は湯立を伴う神楽であった。江戸時代の下吉田村は

表6 萱沼イッケーシ一覧

番号	屋号	本・分家関係	名前	下宮 芝座	天神 芝座	神楽 保存会
	よいつちやま 養命舎	与市之助(本家) 分家(養命舎) 養命舎分家 養命舎分家(厚原)	小右衛門 (新田)小右衛門 善左衛門 与左衛門 治右衛門 与右衛門	○		
	杏花堂	分家(杏花堂) 分家(新田) 分家(新田)	与左衛門 治右衛門 与右衛門		○	
	へだもん へだもん 旅館	分家 分家(へだもん(本家)) 分家(へだもん旅館)	幾藏 市五郎 庄兵衛 佐次兵衛 菊次郎 甚五左衛門 新右衛門 七左衛門		○	
	新地	分家 (新地) 新地分家 新地分家 新地分家(牛蒡屋)	新右衛門 傳左衛門 涉 寅吉			
	牛蒡屋	新地分家 新右衛門分家(煙草屋)	(新屋)傳左衛門 傳右衛門			
	煙草屋	傳右衛門分家(丸寅) 丸寅分家 丸寅分家 へだもん分家 忠雄分家 新之丞分家 谷藏先祖清治右衛門分家 新之丞分家 新右衛門分家 新右衛門分家 弥左衛門(本家) 大上分家 中の家徳右衛門分家	嘉忠治 幸右衛門 嘉右衛門 新之丞 梅藏 谷藏 仁三郎 雅樂造 治左衛門 弥左衛門 徳右衛門 与一左衛門		○	○

番号	屋号	本・分家関係	名前	下宮 芝座	天神 芝座	神楽 保存会
	えもん	源かじ徳右衛門分家 大上分家 大上分家 大上分家 太良兵衛分家(曲物屋) 太良兵衛分家(踊場) 大上分家(籽屋くらや) 大上分家 太良兵衛分家 太良兵衛分家 大炊左衛門(本家)	清藏 九左衛門 善次郎 太良兵衛 内膳 与平治 半右衛門 幸右衛門 市良兵衛 市良兵衛 大炊左衛門		○	
	うまのじょう	(大炊左衛門) 八郎右衛門分家 右馬之丞(本家)	茂左衛門 茂左衛門 佐兵衛 大治兵衛 伊左衛門 八郎右衛門 又右衛門 八郎左衛門 清兵衛 右馬之丞(仁科)			
		右馬之丞分家 右馬之丞分家 右馬之丞分家 右馬之丞分家 右馬之丞分家 右馬之丞分家 衛先祖 (笹竜胆萱沼家)	治郎右衛門 茂兵衛 由左衛門 武右衛門		○	○

(萱沼一族の系図)をもとに作成



写真28 「神楽字引」(御神楽辻引之事)の最終丁
〔太々神楽と獅子神楽〕より
〔相州仙石原村若者中〕へ〔甲州郡内下吉田
村萱沼儀兵衛〕が伝えたことを最終丁に記
している。

中組を包括する上組と、森組の二つの村組からなっており、それぞれに名主を置いていた。江戸時代の前期、上組は東方にあった集落を西側の現在地へ「引村」し〔県資12一〇〕、神祠の再編を行っている。山王森の山王さん(山王権現)に字「梅ノ木」にあった天神社(萱沼天神)を合祀したことで、流鏑馬に先立つ山王祭とイッケシの祭りである天王祭の二つの祭りを併行して行うことになったのであり、獅子神楽は天王祭に奉納されるものである。この神楽の起源については、延享四年(一七四七)七月、伊勢御師三人が「御神楽辻引之事」の秘伝書と一緒に伝えたものと伝承される。天王祭は、旧来、六月二十五日に日取られてきたが、新暦採用後は月遅れの七月二十五日に実施されるようになり、現在は第三土曜日にずらして行われている。二十五日は、この神社をミヨウジガケの神さん「萱沼天神」として祀ってきた萱沼氏(イッケシ)の祭礼日、天神さんの日からきているのである。

山王祭には、下宮からの奉幣使を迎え、右座に萱沼氏、左座に渡辺氏が座って芝座を組んでいた。芝座とは、宮座のことで、ここには右座と

左座があった。そして、萱沼氏が禰宜を務め、御湯(花)神楽をあげていたことを、流鏑馬の占人を務める徳右衛門家に伝来する資料の秘伝の写(巻物)の内容が伝えている。天王祭にも、同様にこの神楽をあげていたことが、現行の獅子神楽の奉納からもうかがえる。

こころみに、萱沼徳右衛門家に伝来する「御神楽辻引之事」と、沼田(御殿場市)や仙石原・宮城野(箱根町)の同様の秘伝書を並べて整理すると、表7のようになる。これを見ると、旧来からの御湯神楽は(■)をかけない部分)、宮舞と湯立神楽からなっており、宮舞の歌神楽「実」にや新穀集まりて、人は天地の御賜物、実にも高天原なれば、集まり給え、四方の神々」と七五調の歌で神下しを行い、七五三の宮舞、五五三の宮舞、三三三の宮舞と、三種類の舞を舞い、湯立に移り、湯冷まし、湯笹、神立(発)神楽で神送りをする形式をもっていたことがわかる。一方、伊勢の「天照大神宮」神楽(■の部分)は、下がり葉(布振の舞)、幣の舞、鈴の舞、剣の神楽舞に加え、風流の所作掛(余興)、神前御子神楽からなっている。獅子神楽は、下がり葉、幣の舞、鈴の舞ともに、真、行、草、三種類の拍子をもっており、これらの神楽舞を御湯神楽の宮舞の前に舞い、旧来の宮舞を舞い、そのつぎに獅子神楽の剣の舞を挿入し、御湯神楽の湯立を行って、獅子舞の所作掛と神前御子神楽を舞う形で全体を整えている。迫力のある剣の舞から湯立に入るように工夫されたもので、中組の関係者である萱沼イッケシの中で再構成されたことが推測される。

現在の舞は、神拍子布振の舞、鈴の舞、狂いの舞、からなっていて、風流の馬鹿踊(早い踊・惚び踊、沼田の八本剣に近似する)が付随する。天神社で最初に舞い、通りに出かけてゆく。子供がヒキミヤ(曳宮)神楽堂)を引き、そのあとに悪魔を祓う通神楽の獅子、神輿、の順に巡幸する。中組とよその組との境で、辻固めの舞を舞う。現行の中組の獅子神楽は、神楽舞(獅子神楽)の部分を残し、真(神拍子の舞)を伝承していることになる。

表7 湯立神楽の構成対照

湯立神楽 (湯冷まし) (湯笹) 神立神楽 所作掛 神前御子神楽	(神送り) しよさかかり 神前御子神楽 (幣束の図) (真言)	神立かぐら かくらノ外しよさかかり 神前御子神楽 (幣束の図)	ぶたい掛り 神前神楽	舞台掛 (神前神楽)	一本剣 二本剣 三本剣 四本剣 六本剣 八本剣 八辻(真) (草) 行	辻メ壱本 二本ツるキ 三本 六本ツるキ	壱本ツるキ 二本ツるキ 三本ツるキ 四本ツるキ 六本ツるキ 八本ツるキ	辻シメ一本 二本 三本 四本 六本 八本 八辻ぎやう	辻メ一本 二本 三本 四本 六本 八本 八辻行	宮舞 歌 七五三宮舞 五五三宮舞 三五三宮舞	(宮) ウタ 七五三宮まい 八辻ノシン 五五三宮まい 三五三宮 三五三宮	宮めぐり 七五三 宮まい 八辻之しん 五五三 三五三	(宮まい之うた) 七五三宮 五五三 三五三 (ゆ立宮めぐりに用ゆるうた) ゆたて 宮メクリ	(宮まいのうた) 七五三宮 五五三 三五三 (湯立宮めぐりに用ゆるうた) ゆたて 宮メクリ	天照大神宮 下がり葉 真(草) 草(真) 行 幣の舞 真 草 行 鈴の舞 真 草 行 宮舞	天照大神宮 サガリハ ソウ サガリハ シン キヤウ シンノヘイ ソウノヘイ キヤウノヘイ シンノヘイ そうの平 ぎやうの平 しんすず そうのすず ぎやうの鈴 キヤウノすず	天照大神宮 サガリハ そう しんのさがりは ぎやう しんの平 そうの平 ぎやうの平 しんすず そうのすず ぎやうの鈴	カグラウタ(五種) シンノマクノマイ ソフノマイ ギヤウ シンノヘイ ソフノヘイ ソフノヘイ ギヤウ シンノヘイ そふのすず ギヤウ	カグラウタ(五種) シンノマクノマイ ソフノマクノマイ ギヨウ シンノヘイ ソフノヘイ ソフノヘイ ギヨウ シンノヘイ ソフノヘイ ソフノヘイ ソフノヘイ ギヤウ	「御神楽辻引」の構成	御神楽辻引之事 中組神楽 (神楽由来) 「御神楽辻引之事」	法神楽辻引之事 沼田神楽 (神楽由来)	神楽字引 仙石原神楽 (神楽由来)	御神楽辻引之事 宮城野獅子舞
---	---	--	---------------	---------------	---	------------------------------	--	--	---	------------------------------------	--	--	---	---	--	--	---	--	---	------------	--	---------------------------	-------------------------	-------------------

※ ■ は伊勢代神楽の部分

		(神楽歌 四種)	
		安永二年沼田邑惣若者衆 萱沼義兵衛	
		(山ノハ 四ハウジメ セカミ ケンノス ヤナキアスビ マリアスビ ヨツアシ クワインフキ カイロアスビ レンホ ボタンカカリ)	
		相州仙石原村若者中 甲州郡内下吉田村 萱沼儀兵衛(印)	
		(山ノハ 四ハウジメ セカミ ケンノス ヤナキアスビ マリアスビ ヨツアシ クワインフキ カイロアスビ レンホ ボタンカカリ)	
		天下泰平国土安穩 御城主御武運長久 家内安全 相陽宮城野村 若者竹治郎 弥兵衛 世話人市助 文化十三年子三月	

平野の御湯花祭には、御湯花の神事がある。神主が行う御湯花の神事の後に若い衆（青年団）が、「天岩戸神楽」を奉納する。この神楽の名称は、下吉田中組や仙石原の「御神楽辻引之事」の巻頭に、そもそも、神楽と申し奉るは、地神五代の始め、天照大神日月を奪い取り、天の磐戸に引き籠もらせ給いしとき、大力王といえる人、方便を廻らせ、神楽ということを巧み、（後略）と由来が掲げられるように、伊勢の獅子神楽を示すものである。これが終わると、参拝者は、悪魔祓いをするために、御湯を家に持ち帰って飲んだり、家の周りに撒いたりしている。

大和（甲州市）田野の十二神楽は、ユタチ（湯立）を伴う獅子舞と神代神楽が融合する神楽である。沼田（御殿場市）や仙石原・宮城野（箱根町）と同じ系統の湯立神楽といえる。伊勢から伝えられた神楽とされ、天照皇大神宮の掛軸をかけて神楽を舞う。田野は武田家終焉の地として広く知られ、その菩提を弔う景德院が存在する。この地の神楽は、田野の氏神である氷川神社の春の祭礼に奉納するものと、小正月の道祖神に平山家の座敷で奉納するものの二回あるが、湯立を行うのは氏神祭礼のみである。本来は若い衆が行うものであったが、現在は保存会を構成して伝習している。

この神楽の構成は、獅子舞、幣束の舞（獅子、姫三人）、潮汲の舞（天狗三人）、菱組の舞（獅子、天狗三人）、剣の舞（同上）、姫の舞、鬼の舞、鐘九首の舞、介者の舞、種蒔の舞、笹の舞（姫三人）、翁の舞、からなっており、最初の獅子舞は、下がり場（葉）、幣神楽（幣の舞）、納めの舞、獅子狂い舞（狂い）を含むもので、幣神楽には歌が挿入される。剣の舞までの獅子神楽は、拝殿を舞処として奉納され、ユタチは庭の湯釜に場所を移して執行される。獅子頭をかぶったものが釜の中に湯釜を入れてユタチをおこなう。ここには「湯を立てる」呪法があつて、青竹でぐるぐると釜の湯をかき回すと真中がすーと立ち上がってくるものだといひ、実際にそれをするために舞い手が火傷を負うことが少なくないといひ、背中に獅子頭を背負って、ズツクを履いて湯立を行う。氷川神社では、それに続く姫の舞以降の部分（神代神楽の多摩地方の「浦島幕」）に対応するものなどは奉納されないことから、道祖神に若い衆が取り込んだ神代神楽であることがわかる。獅子舞は、陽気祭や疫病の流行時、夏季の雨乞いなどにも舞われ、とくに雨乞いの祈願は霊験あらたかなものと信じられている。



写真 29 田野十二神楽
永川神社拝殿で奉納される菱組の舞。獅子と天狗三人による舞である。

富士山の神霊を祀る浅間神社（浅間大菩薩）の神事には、小正月にあ
げる御湯花と御粥（筒粥）があった。筒粥では、事前に御湯を沸かして
御湯花をあげてから、その御湯で御粥をあげることが本来の形であつた
ことが推測される。御湯花は道祖神信仰と結びついて道祖神場に持ち出
されてゆく。これは下吉田中組の上仲（幸町）と下仲（中央区）、鳴沢
で確認される。これらの執行者は法印である。富士山に係わる神事には
御湯花は欠かせないものであつて、祭礼に御湯花は、芸能と結びついて
奉納される。ここでは御湯神楽と流鏝馬がセットになっている（表8）。
これらの芸能は、祭祀組織としての座（列座・芝座Ⅱ宮座）を母体に伝
承されてきたものである。御湯神楽の構成は、「御神楽辻引之事」から
すると、宮舞の最初に、神下しの歌（歌神楽）、七五三の宮舞、五五三
の宮舞、三五三の宮舞、御湯（湯立）、湯冷まし、湯笹、神立（発ち）

まとめにかえて



写真 30 十二神楽のユタチ
永川神社の庭に湯釜をしつらえてユタチ
をする。沸騰した湯の中に湯笹を入れて
掻きまわす

表8 御湯花関連行事一覧

祭礼行事	「富士山御神事」 富士山驕力馬場	下吉田(シモ)	天神社神事 下吉田中組 富士吉田市下吉田	大原七郷 「勝山御神事」 勝山 富士河口湖町勝山	鳴沢村の神事 鳴沢 鳴沢村鳴沢
小正月 筒粥(御粥) 道祖神の御湯花 馬の籤					
天王祭 湯立神楽					
流鏑馬神事 台所祭座 山王祭芝座					
御湯花 御湯神楽 祭礼芝座	△ ○ △	○ ○ (神楽面)	○ ○ ○ (湯立神楽)	○ ○ (神楽面)	○ (湯立の釜)

神楽、からなっていたことになる。神楽歌の歌詞は、「実にや新穀納まりて、ここも高天原なれば、集りたまえ四方の神々」という新嘗を祝う内容のものが唯一つ確認できる。おそらく小室(御室)に詣でた後に、山内の大日堂に据えた湯釜の前で、神下しの歌を歌い、三種類の宮舞を舞ってから、御湯をあげる。湯を冷ましてから、湯笹を釜に入れて湯花(泡)をつけて周囲に振り掛ける。そして神の送り出し(神発ち)をして、一連の御湯あげは終りとなったものと推測される。この行事は、富士山の驕ノ馬場、そこから下ろした勝山の「勝山御神事」(台所祭)と下吉田の下宮「御神事」とに分かれて行われてきた。

下宮の流鏑馬は筒粥から始まる一体の神事と認識されており、筒粥は下宮の芝座衆の一軒でもあった葭池の当主が占人を務めて執行される。その翌日には馬の籤が引かれた。これは、本来、森の渡辺明神社祭礼の奇合でなされたもので、ここには渡辺イッケシの座があった。現在の馬

ことになったのであろう。下宮の座が、森組が左座で優越するのは、この座が母体となって成立したとする伝承に対応している。古くは流鏑馬祭にも御湯神楽が奉納された。現在、この下宮の座の伝統は流鏑馬保存会に引継がれている。一方、勝山の山宮神事を台所祭といって、台所祭には小室神主家で座が生まれ、御湯神楽が奉納された。勝山に関連して、近くの鳴沢に「湯立の釜」が伝来することからも、九月十九日の「御神事」に御湯があげられたことがわかり、村内のよその神社にも影響を与えてゆくことになる。

御湯神楽は別の発展の方向も示している。伊勢、熱田、富士の三神楽の伝承を手掛かりに、熱田の神楽(太々神楽)と習合し富士太々御神楽として成立したことを推測した。御師による受容なのである。浅間大菩薩に奉納していた御湯神楽を止揚し、吉田家からの補任状を受けて神職に傾いていった吉田や河口の御師たちは、その職分に相応しい太々神楽

の籤は、流鏑馬前日の山王祭後の宵宮祭に行われる。山王祭には上組にある天神社で芝座が組まれていた。現在の山王さんへの参向とそこでの神事は、これを引継いだ祭りなのであり、山宮神事を伝承するものと考えられる。森組と上組に祭祀されるこれら二つの神社の座の上位に氏神である下宮の座がこれらを統合する形で存在していた。伝承からすると、もともと下吉田は森組を中心とした村であって、後から上組(中組)が「村引き」をして加わったとする。二つの組の並立によって、村の祭祀組織も新たな関係を創出する

を舞うことを選択したのである。

御湯花は下吉田の中組では、萱沼イツケシに伝承されてきた。萱沼イツケシの大上イツケは「大工村」を構成し、建築等の儀礼にも深く携わってきた。このイツケシは、富士山の神にあたる山王権現（山王社）を祀り、流鏑馬には芝座の右座に座り、御湯花の呪法・儀礼を執行してきた。山王権現とミヨウジガケとしての天神社の祭祀場所の一体化を媒介に、同族の祭りである天神社の天神祭（天王祭）に湯立神楽を成立させてゆく。その契機となったのは宝永の噴火であった可能性が考えられる。宝永五年に幸福大夫手代が出した「覚」が萱沼イツケシのへだもん萱沼家に残されることが推定の根拠となる。御湯花に伊勢の獅子神楽を挿入することによって、強力な呪法を創出したのであろう。このような湯立神楽の「御神楽辻引之事」巻物写を伝えてきたのは、現在、流鏑馬に馬の足跡（蹄の跡）を占う占人家の一軒の萱沼徳右衛門家である。

下吉田の萱沼イツケシの中で再構成された湯立神楽は、安永三年・同五年の沼田や仙石原へ、その後には宮城野へ伝播したことが確認される。この芸能の伝授を担当したのが舞の名手、儀兵衛なのである。これらの湯立神楽の分布する地域は、富士山の東麓にあたり、宝永の砂降りに甚大な被害を受けたところでもある。「明和は迷惑」とも称されたように小飢饉に見舞われた時代でもある。この災害を乗り越えて悪魔を祓う手立てとして、歎待・取り入れたものであろう。宝永の噴火の被災地にとっては、小飢饉でもよそとは比較にならない惨状であったことは想像にかたくない。以上、富士山地域の神事とその祭祀組織、その中でなされてきた御湯花に係わる芸能についてこのような展開の道筋を考えてみた。



富士山宝永噴火絵図 年未詳(『国絵図・郡絵図・村絵図』より)

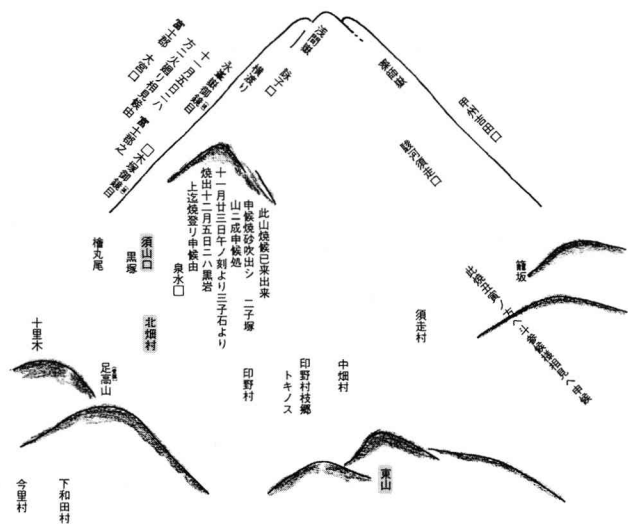
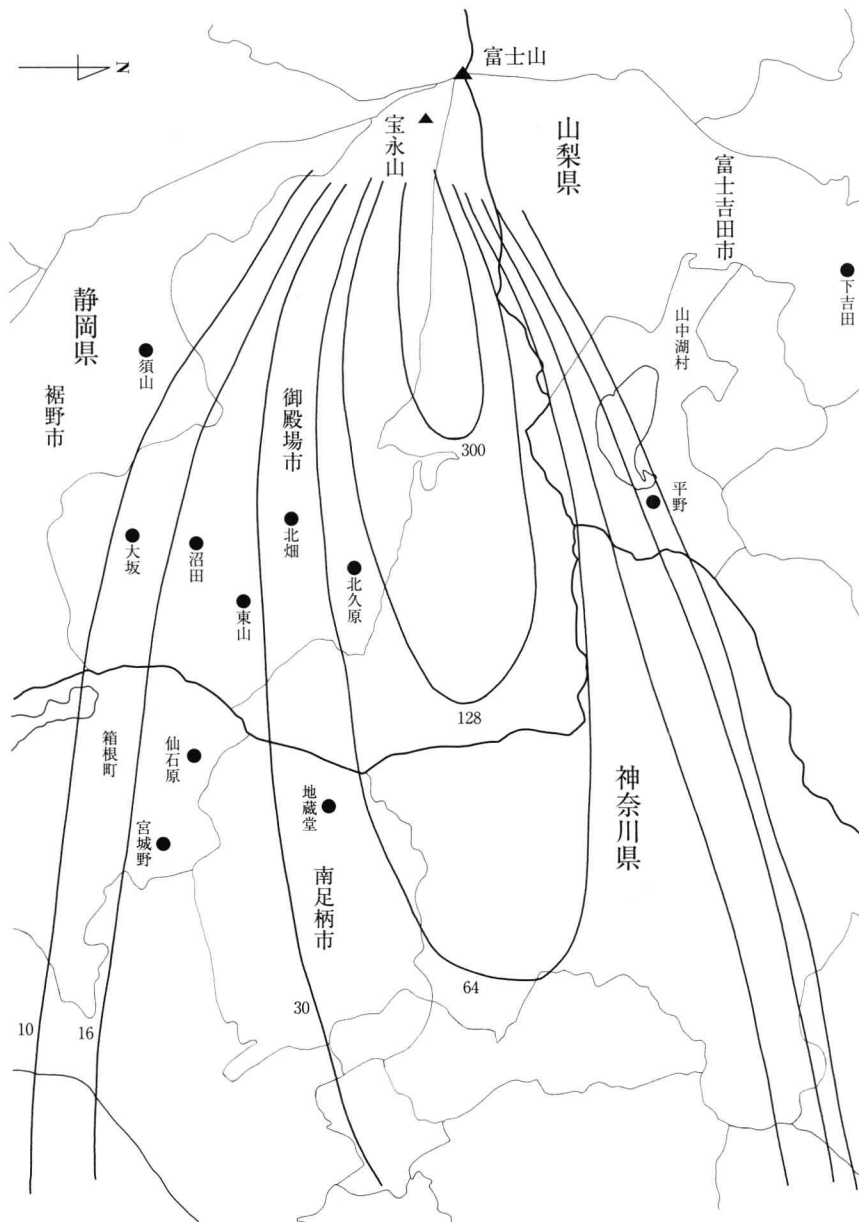


図4 宝永山噴火と湯立神楽の分布 宝永噴火降灰等層厚線(単位cm) (2003『富士山噴火と土砂災害』中の48図をもとに作図)



註

- (1) 山梨県では、富士山北麓の民俗行事を追いかけた写真集団「樹海」のまとめた写真集、『富士五湖風物誌』や山梨県内を対象にした民俗行事の写真集「甲州の祭り」(文一総合出版)などの写真集のほかに、大森義隆の「富士北麓・忍野の民話と民謡」(郷土出版社)が確認される。
- (2) 末柄豊「『勝山記』あるいは「妙法寺記」の成立」(『山梨県史研究』三号、一九九六年)、堀内亨「日国記」(同上)についてなどがあげられる。
- (3) 御縁年大祭の神事には、御湯花があげられており、富士山の神事にはこのような御湯花が欠かせないものだったことがわかる。
- (4) この読み上げの内容は、静岡県遠州方面に残るオノソト(御祝詞)と同じ形態のものであり、大峰修験の関与がうかがわれるものである。
- (5) 常在寺住職森智洪師のご教示による。この伝承からすると、葭池は大原を出自とする家だったとされ、『勝山記』の記主が下吉田へ移転したように、同家も下吉田へ移住した可能性も考えられる。
- (6) 酒井耕造「幕末期における流鏑馬祭礼と村——甲斐国都留郡下吉田村を事例として——」(『富士吉田市史研究』四号、一九八八年)に詳しい。
- (7) 具体的には、四口の中のどの釜であったのか知ることができない。
- (8) 沼田には安永三年に、仙石原には同五年に伝えられ、秘伝書(御神楽辻引之事)の奥書に、「萱沼義兵衛」、「萱沼儀兵衛」の名前を確認することができる。
- (9) 萱沼安孝氏のご教示による。

参考文献

- 『甲斐国志』
- 『甲斐国社記寺記』
- 『日本民俗芸能事典』(第一法規出版、一九七六年)
- 『富士五湖風物誌』(文一総合出版、一九八〇年)
- 『御殿場市史』別巻Ⅰ(考古・民俗編、御殿場市、一九八二年)
- 『流鏑馬』富士吉田の文化財 その二十(富士吉田市教育委員会、一九八四年)
- 『鳴沢村誌』第二巻(鳴沢村、一九八八年)
- 『下吉田の民俗』(富士吉田市教育委員会、一九九〇年)
- 『富士吉田市史』史料編第四巻(近世Ⅱ、富士吉田市、一九九四年)
- 『沼田の湯立神楽』(御殿場市教育委員会、一九九四年)
- 『富士吉田市史』民俗編第二巻(富士吉田市、一九九六年)

- 『大和村誌』下巻(大和村、一九九六年)
- 『萱沼一族系図』(私家版、一九九八年)
- 『山梨県史』資料編4(中世Ⅰ、山梨県、一九九九年)
- 『勝山村誌』下巻(勝山村、一九九九年)
- 『山梨県史』資料編6(中世Ⅲ上、山梨県、二〇〇一年)
- 『太々神楽と獅子神楽』(富士吉田市教育委員会、二〇〇一年)
- 『山梨県史』資料編8(近世Ⅰ、山梨県、二〇〇一年)

(富士吉田歴史民俗資料館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了)

The Shinto Rites and Performing Arts of Mt. Fuji

HORIUCHI Makoto

The region surrounding Mt. Fuji maintains a rich tradition of Shinto rites and performing arts. However, since they have not been adequately researched they are not so well known among the general public. This paper attempts to systematize the Shinto rite and performing art known as “Oyu” found in this area.

“Oyu” is the same as the “Yudate” ritual, which is called “Oibana” and “Oyubana” around the northern foothills. Oyubana is the ritual in which foam that rises from boiling water is pierced and where a Shinto priest or miko soak bamboo grass leaves in the boiling water which they sprinkle on believers for purification and to receive a divine revelation. Performing arts linked to this Oyubana are still in existence today. Two well-known forms are the Hanamatsuri and Shimotsuki kagura from the Sanshinen district. Oyu has been integrated with Shinto rites around Mt. Fuji and has been passed down under the names “Oyu (hana) kagura” and “Yudate kagura” (Yudate Shishi-mai).

There are Shinto rituals which make use of “Oyu” in the Dosojin festival of Nakagumi (Saiwai-cho, Chuo-ku) in Shimo-Yoshida, Fuji-Yoshida City, the Oyubana-matsuri held at Tenjin Shrine in Hirano, Yamanakako-mura, and in the “Saitou-yaki” (burning of brushwood lanterns for the Dosojin) held in Narusawa. The Shinto rite held in Hirano is combined with Shishi kagura called “Amanoiwato kagura.” Although some distance from the foothills of Mt. Fuji, Juuni kagura performed in Tano in Yamato (Koshu City), is a form of Yudate kagura that shares a similar origin.

Long ago, Oyu kagura was performed as part of the Shinto rituals “Tsutsugayu” and “Yabusame” (mounted archery) held on Mt. Fuji and its around its base. The first mention in historical documents dates from a hanmotsu (direct order) issued in 1584 which prohibited the construction of new kagura sites in Yamauchi and also prohibited the playing of instruments at a higher altitude than ___nobaba, which was an area in which religious beliefs were protected. This kagura has been inherited by the Shibazashu made up of parishioners of Omuro-Asama Shrine in Shimo-Miya, Shimo-Yoshida. The Kayanuma clan, which lived in Nakagumi, created a form of Yudate kagura (Yudate Shishi-mai) which linked Dai kagura from Ise with traditional Oyu kagura. It is most likely that this happened when there was a huge eruption from Mt. Hoei. Afterwards, Yudate kagura spread to the eastern foothills, an area which had been devastated by the eruption.
